

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年3月31日

【事業年度】 第37期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

【会社名】 株式会社アプリックス

【英訳名】 Aplix Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 倉林 聡子

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050) 3786-1715

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 倉林 聡子

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050) 3786-1715

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 倉林 聡子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成29年12月	平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和3年12月
売上高 (千円)	557,638	336,890	843,748	3,384,712	3,504,680
経常損益 (千円)	△421,911	△456,607	△187,351	39,686	△104,204
親会社株主に帰属する 当期純損益 (千円)	△946,405	△458,793	△218,196	84,221	△106,739
包括利益 (千円)	△948,828	△464,749	△218,980	52,016	△107,003
純資産 (千円)	830,578	1,091,827	2,109,123	2,166,237	2,053,896
総資産 (千円)	920,734	1,174,918	3,050,186	3,132,551	2,766,895
1株当たり純資産額 (円)	56.33	62.13	94.43	96.53	91.81
1株当たり 当期純損益 (円)	△66.00	△29.10	△11.52	3.81	△4.83
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	3.80	—
自己資本比率 (%)	87.8	90.5	68.5	68.2	73.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	4.0	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	59.1	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△363,908	△491,136	106,232	△285,901	59,862
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	91,438	3,132	△8,386	△14,004	△34,746
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△14,594	709,381	138,130	197,769	3,064
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	811,196	1,030,568	1,413,246	1,307,194	1,341,244
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	33 [5]	33 [6]	39 [5]	45 [4]	46 [—]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第33期、第34期、第35期、及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第33期、第34期、第35期、及び第37期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 第36期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第35期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成29年12月	平成30年12月	令和元年12月	令和2年12月	令和3年12月
売上高 (千円)	246,829	316,567	588,678	784,864	612,013
経常損益 (千円)	△477,600	△452,351	△223,517	△66,946	△100,901
当期純損益 (千円)	△1,055,419	△463,926	△219,255	△43,597	△70,879
資本金 (千円)	1,864,203	2,221,982	2,443,403	2,443,403	2,445,139
発行済株式総数 (株)	14,363,930	17,135,830	22,138,630	22,138,630	22,151,830
純資産 (千円)	807,687	1,064,859	2,081,880	2,043,381	1,967,163
総資産 (千円)	904,821	1,148,023	2,215,679	2,354,261	2,242,284
1株当たり純資産額 (円)	54.74	60.57	93.25	91.27	88.17
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純損益 (円)	△73.61	△29.43	△11.57	△1.97	△3.20
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	86.8	90.3	93.4	85.8	87.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	32 〔—〕	31 〔6〕	28 〔4〕	34 〔4〕	36 〔—〕
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ 指数) (%)	100.21 (130.69)	33.76 (86.17)	58.82 (95.20)	49.01 (126.92)	30.50 (104.80)
最高株価 (円)	669	498	376	475	283
最低株価 (円)	400	125	147	116	129

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第33期、第34期、第35期、第36期、及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第33期、第34期、第35期、第36期、及び第37期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和61年2月	ソフトウェア開発を目的として資本金1,000万円をもって株式会社アプリックス設立。
平成9年6月	家電等の機器組み込み向けの、Java言語で作成されたアプリケーションを実行するプラットフォーム「JBlend」を発表。
平成15年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成17年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）と業務・資本提携。
平成19年11月	移動端末向けのソフトウェアプラットフォーム「Android」の開発推進団体「Open Handset Alliance（OHA）」に、設立メンバーの中で唯一の日本のソフトウェアベンダとして参加。
平成21年6月	株式会社ジー・モードを同社の株式を追加取得により持分法適用関連会社化。
平成22年1月	株式会社ジー・モードを公開買い付けによる同社の株式の追加取得により子会社化。
平成22年3月	携帯電話用ゲームコントローラ「Zeemote JS1 Bluetooth Controller」がノキア社のアクセサリ開発者プログラム「Works with Nokia」の認証を取得。
平成23年3月	株式会社アニメインターナショナルカンパニーの株式を取得し子会社化。
平成23年4月	会社分割による持株会社体制へ移行し、商号を「ガイアホールディングス株式会社」に変更し、新設した子会社の商号を当社旧商号の「株式会社アプリックス」とする。
平成23年12月	株式会社ジー・モードとの株式交換により同社を完全子会社化。
平成24年2月	M2M向けICチップの概要を発表。
平成24年8月	フレックスコミックス株式会社の株式を取得し子会社化。
平成24年8月	株式会社ほるぷ出版の株式を取得し子会社化。
平成25年4月	商号を「アプリックスIPホールディングス株式会社」に変更。
平成25年11月	iPhoneやAndroid端末に対応したビーコンモジュール「BM1」を販売開始。
平成26年1月	株式会社アニメインターナショナルカンパニー及び株式会社ジー・モードの全株式を譲渡。
平成26年3月	商用利用向けビーコン「MyBeaconシリーズ」を販売開始。
平成26年7月	ビーコンサービス専用のアプリケーション「hubea」を提供開始。
平成26年11月	機器組み込み型ビーコン「お知らせビーコン」を開発。
平成27年4月	本社事業所を東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号に移転。
平成27年6月	IoTサービス「お知らせビーコン」のオプションとして、Bluetooth及びWi-Fiからの利用を可能にするBluetooth/Wi-Fiゲートウェイモジュールを開発。
平成27年9月	全天候型「MyBeacon MB901 Ac」の提供開始。
平成27年11月	浄水器のフィルター交換を通知するビーコン内蔵流量センサーを開発。
平成28年3月	IoTを活用したペット向けヘルスケアプラットフォーム提供開始。
平成28年4月	当社IoTソリューションが米国Amazon.com, Inc.の人工知能搭載ハンズフリースピーカー「Amazon Echo」に対応。
平成28年7月	Bluetooth Low Energyモジュールの累計出荷台数が30万台突破。
平成28年10月	株式会社NTTドコモとの業務・資本提携契約を終了。
平成29年2月	専用サーバの構築や維持費が不要な「Aplix ConstantBridge IoT Platform」の提供開始。
平成29年3月	アプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社、及び株式会社ほるぷ出版の全株式を譲渡。
平成29年4月	子会社株式会社アプリックスを吸収合併し、商号を「株式会社アプリックス」に変更。
平成29年6月	Amazon Alexa対応家電向けIoTソリューションを販売開始。
平成29年11月	「Sigfoxパートナープログラム」に参加。Sigfox対応IoTソリューションを提供開始。
平成29年12月	「第5世代モバイル推進フォーラム（5GMF）」に参加。
平成30年1月	株式会社光通信との合弁会社「株式会社BEAMO」設立。
平成30年4月	水処理システムをIoT化するオールインパッケージ「HARPS（ハーパス）」発売開始。
平成30年6月	屋内測位/位置情報システム市場向けソリューション「groma（グローマ）」発表。
平成30年10月	AR在庫管理スキャナー「Quanti（クアンティ）」公開。
平成30年11月	Bluetooth Low Energyモジュールの累計出荷台数が50万台突破。
令和元年8月	簡易株式交換の方法によりスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を完全子会社化。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されております。

(1) 当社の事業内容について

当社グループは、情報社会からIoT (Internet of Things) ・CPS (Cyber-Physical System) ・デジタルツイン社会へ推移する中、まだつながっていないモノ・ひと・サービス・企業・市場を相互につなぐ「コネクタ」として、テクノロジーを用いた最適解 (ベストプラクティス) の提案と実装を通じて、持続可能な社会の発展と安心・安全で豊かな暮らしを実現することを使命として事業を営んでおります。

平成22年以来、様々な機器をインターネットに繋げるIoTの基礎となる技術の経験とノウハウを蓄積することで、いち早く家電製品や家庭用品のIoT化を実現しました。そして、低消費電力を大きな特長とする近距離無線通信技術であるBluetooth Low Energy (BLE) に対応したIoTモジュールを介し浄水器等の水資源に係るセンサーとクラウドを繋げる技術をはじめ、AI及び音声認識技術を基にしたスマート・スピーカーと家電等を繋げる技術、及びモビリティ・システムのための各種センサーとクラウドを繋げる技術等に係る製品とソリューションを提供してまいりました。

そのような状況下、当社は、平成29年11月9日に策定した新事業ビジョンにて掲げた施策の一つである「通信規格の拡充」に基づき、令和元年8月15日に株式会社光通信の連結子会社であり、MVNOブランド「スマモバ」を営むスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を、簡易株式交換の方法により完全子会社化しました。これを契機に、IoTの基本となるライフサイクル「データ等の計測から収集、蓄積、分析、活用、制御」を実現するために必要な「組込み&エッジ」「IoTクラウドプラットフォーム」というテクノロジー領域と、それらをつなぐ「モバイルデータ通信」を当社グループで最適な組み合わせで提供すべく、これら3つの領域を「Aplix IoT プラットフォーム」と称し、技術の深耕やサービスの拡充に取り組んでおります。また、当社のコアコンピタンスであるIoTを実現する組込み開発からクラウド開発・運営管理までをワンストップで行うことができる技術力を用いて、顧客が実現したいサービスや仕組みを実装する「エンジニアリングサービス」、各種通信サービスを提供する「MVNO」をAplix IoT プラットフォームと並ぶ柱として事業を運営しております。

(2) 関係会社の事業内容及び位置付けについて

主要な関係会社は以下のとおりです。

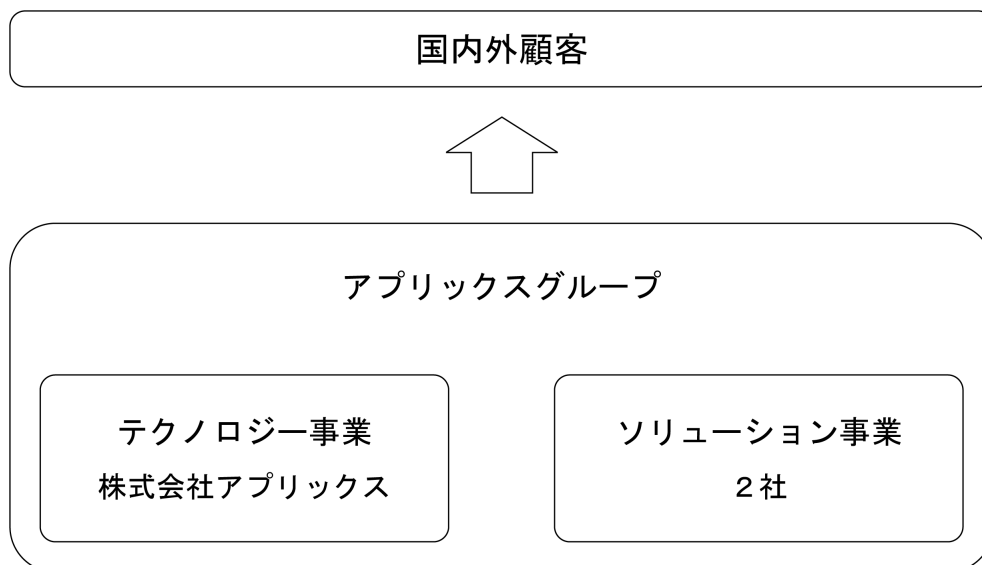
a. 株式会社BEAMO

株式会社BEAMO (当連結会計年度末現在、資本金10,000千円) は、株式会社光通信との合弁会社として平成30年1月4日に設立いたしました。同社は当社の代理店として当社IoTソリューションの販売、及び法人向け携帯電話の販売等を行っております。

b. スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社は、平成19年に設立され、令和元年8月15日付で簡易株式交換の方法により当社の完全子会社となりました。同社は、主にMVNO事業として独自のMVNOブランド「スマモバ」の運営を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社BEAMO	東京都新宿区西早稲田 二丁目20番9号	10,000	当社IoTソリューションの販売及び法人向け携帯電話の販売、広告業務等	51	当社代理店として当社IoTソリューションの販売、法人向け携帯電話の販売、WEBマーケティング、及び広告業務等を行っている。 役員の兼任あり。
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 (注2)	東京都新宿区西早稲田 二丁目20番9号	10,000	電気通信事業法に定める電気通信事業情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業 MVNO事業	100	役員の兼任あり。

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、同社については、代理人取引に該当する取引が一部存在するため、当社連結グループ決算数値においては純額表示を適用し、当該取引より発生する収益を除いた数値を当社連結グループ数値に取り込んでおります。

主要な損益情報等	(1) 売上高	4,037,434千円
	(2) 経常利益	93,016千円
	(3) 当期純利益	46,517千円
	(4) 純資産額	335,376千円
	(5) 総資産額	791,880千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和3年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
テクノロジー事業	23
ソリューション事業	15
全社(共通)	8
合計	46

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社管理業務等に従事しているものであります。

(2) 提出会社の状況

令和3年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36	46.95	10.78	6,091

(注) 1. 従業員数は、テクノロジー事業及びソリューション事業に携わる従業員並びに本社管理業務に従事している者等により構成されております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。なお、管理職の地位にある者は算定対象に含まれておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

アプリックスは、組込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる技術を用いて顧客が実現したいサービスや仕組みを構築するほか、またそれらをMVNOと連携したサービスなど、IoTのライフサイクル（計測→収集→蓄積→分析→活用→制御）を実現するベストプラクティスを提供しています。

また、昨今のVUCA（変動制・不確実性・複雑性・曖昧性）の時代の流れに対し、アプリックスは経営・情報・組織・知識・技術などにおけるOPENNESS（開放性）を指向し、それを保持しながら、「創造への挑戦」に取り組んでまいります。

これらの活動を通じて、顧客企業における企業課題の解決と企業価値の向上に貢献するとともに、社会資本の整備と新たな剰余価値の創出に向けて歩みを進めてまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長を目的として、売上高及び営業利益を重視しております。また、当社ソリューション事業における収益の多くを占める連結子会社のスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社が営むMVNO事業においては、新規獲得件数及び保有件数を重要な指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、平成22年以来、様々な機器をインターネットに繋げるIoTの基礎となる技術とノウハウを蓄積することで、いち早く家電製品や家庭用品のIoT化を実現してまいりました。当社では、IoTには基本となるライフサイクル「データ等の計測から収集、蓄積、分析、活用、制御」を実現するための「組込み&エッジ」「IoTクラウドプラットフォーム」そして「モバイルデータ通信」という3つの領域を包括的にカバーする製品やサービス、技術等を「Aplix IoTプラットフォーム」と改めて定義し、当社グループの競争力の源泉である「IoTを実現する技術」を中心に、Aplix IoTプラットフォーム各領域の強化、拡充を目指してまいります。また、Aplix IoTプラットフォームの提供を通じて、顧客企業における課題の解決と企業価値の向上を支援するとともに、社会資本の整備と新たな価値創造に向けてテクノロジー事業及びソリューション事業を持続的に発展させていくことで、企業価値の拡大と株主に対する利益還元を目指してまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題等

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、スマートフォン用のアプリケーションやクラウドサービス開発等のIoTソリューションを中心とする事業への転換を行ってまいりました。当該事業転換に伴い、ゲーム、アニメーション及び出版の事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、令和元年12月期まで8期連続となる営業損失の計上が継続していたものの、前連結会計年度である令和2年12月期において営業損益を始めとして各損益すべてにおいて黒字化を達成いたしました。しかしながら、当連結会計年度においては、前連結会計年度と比較して売上高は3,504,680千円（前連結会計年度の売上高3,384,712千円）と3.5%増加し、また、営業キャッシュ・フローは59,862千円の黒字化となったものの、営業損失102,053千円（前連結会計年度の営業利益54,280千円）、経常損失は104,204千円（前連結会計年度の経常利益39,686千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は106,739千円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益84,221千円）といずれの損益についても損失を計上したこと等の理由から、依然として継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループでは、当該状況を解消及び改善するために、当社の強みである組込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる開発力及び技術力と、MVNO事業者として保有するモバイルデータ通信技術を効果的に組み合わせることで事業展開をより強力かつ効率的に推進することを目的として、令和4年12月期第1四半期よりセグ

メント事業を従来のテクノロジー事業及びソリューション事業から変更し事業構造の見直しを図ることを決定しました。新たな事業セグメントは、IoT化等のニーズを持つ個別の顧客に対して当社の開発力及び技術力を提供する「エンジニアリングサービス事業」、主に子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社がMVNO事業者として提供する携帯電話やSIMカードの販売を中心とする「MVNO事業」、そしてこれら2事業の要素を組み合わせ、IoT化に必要となる組込み&エッジ、IoTクラウドプラットフォーム、モバイルデータ通信の各領域における製品やサービス、技術等の強化、拡充を通じてIoTのライフサイクル（計測→収集→蓄積→分析→活用→制御）を総合的に提供する「Aplix IoT プラットフォーム事業」、以上3つの事業であり、今後はこれら3事業における以下の取り組みを通じて収益性の改善に努めてまいります。

エンジニアリングサービス事業においては、すでに現状において実績を積み上げている受託開発のほか、当社が保有する組込み・エッジ技術、クラウドプラットフォームやモバイルデータ通信等のサービス・技術に加えて、顧客が求めるシステムを実現するために必要な技術を個々に提供し、顧客が実現したいサービスや仕組みの開発・運営管理等を行うシステムエンジニアリングサービスを提供してまいります。

MVNO事業においては、回線・端末・コンテンツ等の仕入及び様々な通信プランの設計を行い、携帯電話端末やSIMカードの販売や各種通信サービスの提供を行うとともに、他社ブランド向けの通信サービス提供、契約管理から収納管理までの一連のバックオフィス業務を行うことができる仕組みを構築しているという強みを活かし、直販や代理店販路だけではなくOEM販路についても今後さらに強化してまいります。これらの施策を実行することで、安定的に収益獲得が可能な月額利用料金等のストック収益の増大を目指してまいります。

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、当社の主要製品であるロケーションビーコン「Mybeaconシリーズ」やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供を進めていくとともに、当社がこれまで培ってきたIoT開発技術とMVNO事業者として保有するデータ通信技術を組み合わせ、個別の顧客に対して製品企画・設計・製造・販売、またシステム開発・運営管理等を総合的に提供してまいります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があり、この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。以下の記載内容については、当社グループの事業等に関するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。また、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、現状において当社グループにおいて大きな影響は認められておりませんが、引き続き注視しながら事業活動に取り組んでまいります。

(1) 特定経営者への依存によるリスク

当社グループは代表取締役を含む役員等の特定の経営者の知識・経験等がグループの経営、業務執行において重要な役割を果たしており、これらは当社グループにおける重要な経営資源と考えられます。しかし、これらの経営層が不測の事態により執務が困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資産の棄損や価値の減少によるリスク

予期しない大地震等の自然災害等が発生した場合、当社グループの資産の棄損・滅失や、人的・物的被害により正常な事業活動の継続が困難になる等、業績に影響を与える可能性があります。

(3) ネットワークセキュリティに関するリスク

企業活動においてコンピュータネットワークや情報システムの果たす役割が高まるに伴い、ソフト、ハードの不具合や人的過失、地震、火災、停電等様々な原因による情報システムの停止、コンピュータウィルスの侵入によるシステム障害や情報の漏洩等のリスクも高まります。当社グループは、機器の管理・保全、セキュリティの高度化、運用ルールの設定や従業員教育に努めておりますが、万一、ネットワークや情報システムの機能低下や停止に陥った場合は、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 戦略的企業買収や新規事業参入等に関するリスク

当社グループは、将来の企業成長において重要と考える技術開発や有望市場の獲得のため、企業買収及び出資を伴う戦略的提携や新規事業参入等を行う可能性があります。これらの実施に当たっては十分に検討を行いますが、戦略的提携後の事業や新規事業が当初計画どおりに進捗しない場合や、出資先の財政状態が悪化した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 市場環境に関するリスク

当社グループが主として事業を展開しているIoT分野は技術革新のスピードが非常に速いため、当社グループでは、顧客や外部機関から情報を収集・分析し、市場動向の変化への対応、新規製品・サービスの開発、新市場の開拓に取り組んでおります。しかしながら、万一新技術等への対応が遅れが生じ、提供している技術が陳腐化する場合や、採用した新技術等が浸透しなかった場合等には、競合他社に対する当社の競争力が低下することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 製品等の瑕疵及び不具合に関するリスク

当社グループで製造・開発している製品は、家電製品、家庭用品、ペット用品、玩具、ラジオコントロールカー、健康機器やフィットネス機器等、あらゆる機器への搭載が可能であることから、当社グループは品質管理を徹底しております。当社は、品質改善、特に出荷後の不具合を発生させないことを重点課題として信頼性の向上に努めております。今後も、当社グループ全体で当社製品とサービスの品質の向上を推進してまいります。予測不能な製品及び部材等の欠陥や不具合等が発生する可能性を完全に否定することは困難であり、万一発生した場合は、製品の回収費用、製造物責任法等に基づく損害賠償、当社製品への信頼性低下等が発生する可能性があります。

また、当社製品を搭載した顧客機器の生産過程でのトラブルや当社製品以外の欠陥等、当社と無関係の事由であっても、当社製品を搭載した機器の生産・発売が遅延した場合は、当社グループの売上計上が遅れるといった影響を受ける可能性があります。また、顧客の事業戦略の見直しがあり、当社製品搭載機器の販売が遅延あるいは縮小した場合においても、同様のリスクがあります。

(7) 知的財産権に関するリスク

当社グループの事業に現在利用されている技術等と抵触関係をなす特許権等の知的財産権を第三者が既に取得している可能性や、将来的に当社グループ事業における必須技術と抵触関係をなす特許権等の知的財産権が第三者に取得される可能性を完全に否定することはできず、そのような可能性が実現した場合には当該特許権の知的財産権に関する侵害訴訟の結果として当社グループに損害賠償責任が課せられ、あるいは事業の全部又は一部が差し止められて継続できなくなる可能性があります。

また、近時においては、職務発明に関する対価の額につきまして、従業員である発明者が会社を相手に訴訟を起こす事態も報告されております。当社では、発明者に支給される対価の額の算定につきまして職務発明規程を制定しておりますが、それにも関わらず、成立した特許権につきまして発明者が対価の額を不服として当社グループを訴えた場合には、その結果が当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 重要な契約に関するリスク

当社グループの各事業において、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載される経営上の重要な契約、当社グループの事業活動において重要な要素を構成する契約が解除された場合、その他の事由に基づき終了した場合、又は円滑に契約が更新されなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) コンプライアンスに関するリスク

当社グループにおいて、子会社も含めたコンプライアンス体制の整備、充実に努めており、グループ会社の役職員にコンプライアンス意識の徹底を行っておりますが、法令・規則違反や企業倫理に反する行為等が万一発生した場合には、その直接的損害に加えて、信用失墜や損害賠償責任等が生じる可能性があります。

(10) 特定取引先への依存等について

当社のテクノロジー事業における主要取引先は、受託開発案件におけるネスレ日本株式会社（以下「当該特定取引先」）であり、当該特定取引先に対する売上高は、令和3年12月期における個別売上高に対して約50%を占めており、当該特定取引先への依存度は高い状況にあります。

当社は、当該特定取引先との間で良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおりますが、今後何らかの理由により契約の更新がなされない場合や、取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、今後も他社への売上高の拡大に努めることで、当該特定取引先への依存度低下を図り、リスクの逡減に努める方針です。

(11) その他のリスク要因

a. 外国為替相場変動に関するリスク

当社グループでは、海外顧客との取引及び外貨建売上が存在します。また当社グループは、海外での事業活動費や海外からの技術導入に伴う費用を外貨で支払っております。そのため、為替変動によって、円貨での当社受取金額及び支払金額は変動いたします。また毎四半期末においては、外貨のまま保有している売上代金等の外貨建資産や負債を財務諸表作成のために円貨に換算することにより、外貨ベースでの価値に変動がなくても為替変動により円貨換算額も変動するため、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

b. 法的規制に関するリスク

当社グループの各事業に関連する法令や規制等に関して、今後の法改正次第では当該分野において何らかの規制を受けないしは、対応措置を講じる必要性が生じる可能性があります。将来新法令が制定された際には、適時に対応できるよう努力する方針ですが、場合によっては、これらの法令により事業活動範囲が限定される可能性もあります。

c. 個人情報の管理に関するリスク

当社グループにおいては、取り扱う個人情報につきまして厳格な管理体制を構築し、情報セキュリティを確保するとともに、情報の取り扱いに関する規程類の整備・充実や従業員・取引先等への教育・研修・啓蒙を図る等、

個人情報の保護を徹底しておりますが、個人情報の流出等により問題が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(12) 重要事象等について

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、スマートフォン用のアプリケーションやクラウドサービス開発等のIoTソリューションを中心とする事業への転換を行ってまいりました。当該事業転換に伴い、ゲーム、アニメーション及び出版の事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、令和元年12月期まで8期連続となる営業損失の計上が継続していたものの、前連結会計年度である令和2年12月期において営業損益を始めとして各損益すべてにおいて黒字化を達成いたしました。しかしながら、当連結会計年度においては、前連結会計年度と比較して売上高は3,504,680千円（前連結会計年度の売上高3,384,712千円）と3.5%増加し、また、営業キャッシュ・フローは59,862千円の黒字化となったものの、営業損失102,053千円（前連結会計年度の営業利益54,280千円）、経常損失は104,204千円（前連結会計年度の経常利益39,686千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は106,739千円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益84,221千円）といずれの損益についても損失を計上したこと等の理由から、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループでは、当該状況を解消及び改善するために、当社の強みである組込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる開発力及び技術力と、MVNO事業者として保有するモバイルデータ通信技術を効果的に組み合わせることで事業展開をより強力かつ効率的に推進することを目的として、令和4年12月期第1四半期よりセグメント事業を従来のテクノロジー事業及びソリューション事業から変更し事業構造の見直しを図ることを決定しました。新たな事業セグメントは、IoT化等のニーズを持つ個別の顧客に対して当社の開発力及び技術力を提供する「エンジニアリングサービス事業」、主に子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社がMVNO事業者として提供する携帯電話やSIMカードの販売を中心とする「MVNO事業」、そしてこれら2事業の要素を組み合わせ、IoT化に必要となる組込み&エッジ、IoTクラウドプラットフォーム、モバイルデータ通信の各領域における製品やサービス、技術等の強化、拡充を通じてIoTのライフサイクル（計測→収集→蓄積→分析→活用→制御）を総合的に提供する「Aplix IoT プラットフォーム事業」、以上3つの事業であり、今後はこれら3事業における以下の取り組みを通じて収益性の改善に努めてまいります。

エンジニアリングサービス事業においては、すでに現状において実績を積み上げている受託開発のほか、当社が保有する組込み・エッジ技術、クラウドプラットフォームやモバイルデータ通信等のサービス・技術に加えて、顧客が求めるシステムを実現するために必要な技術を個々に提供し、顧客が実現したいサービスや仕組みの開発・運営管理等を行うシステムエンジニアリングサービスを提供してまいります。

MVNO事業においては、回線・端末・コンテンツ等の仕入及び様々な通信プランの設計を行い、携帯電話端末やSIMカードの販売や各種通信サービスの提供を行うとともに、他社ブランド向けの通信サービス提供、契約管理から収納管理までの一連のバックオフィス業務を行うことができる仕組みを構築しているという強みを活かし、直販や代理店販路だけではなくOEM販路についても今後さらに強化してまいります。これらの施策を実行することで、安定的に収益獲得が可能な月額利用料金等のストック収益の増大を目指してまいります。

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、当社の主要製品であるロケーションビーコン「Mybeaconシリーズ」やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供を進めていくとともに、当社がこれまで培ってきたIoT開発技術とMVNO事業者として保有するデータ通信技術を組み合わせ、個別の顧客に対して製品企画・設計・製造・販売、またシステム開発・運営管理等を総合的に提供してまいります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があり、この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当連結会計年度（令和3年1月1日～令和3年12月31日）における我が国の経済は、内閣府による令和3年12月の月例経済報告で、「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。」としながらも、先行きについては同報告の中で「先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と報告されており、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社は当連結会計年度において以下の施策に取り組んでまいりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

<テクノロジー事業>

テクノロジー事業については、IoTプラットフォーム開発などを手掛けるジャスミー株式会社や、スマホアプリ・WEB サービス開発などのシステム開発やブロックチェーン関連のソリューションを手掛ける株式会社ピー・アール・オーと協業を開始したほか、株式会社ソラコムや株式会社アットマークテクノが提供するパートナープログラムのパートナー認定を取得する等、当社が強みとする組込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる技術力を活かした活動を積極的に推進しました。

また、当社の製品売上については、主要製品であるロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」が株式会社タツノやトキコシステムソリューションズ株式会社等のセルフサービスステーション用タブレット端末給油許可装置を提供する企業等に対する出荷が増加した結果、前年度の製品売上高93百万円から令和3年12月期は156百万円と、約66%増加する結果となりました。

しかしながら、受託開発大型案件の一括計上を第4四半期に行った前年度に対して、本年度は第3四半期以降顧客の予算削減等により案件数及び案件規模が縮小した等により、売上高は516百万円と前年度より26%減少する結果となりました。

<ソリューション事業>

ソリューション事業においては、主に連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社のMVNOブランド「スマホバ」において、OEM販路を活用した携帯電話端末やSIMカードの販売を積極的な展開したほか、クラウドSIMを用いたモバイルWiFiルーターサービス「THE WiFi」、また法人向けIoTデータ通信サービス「unio（ユニオ）」など、顧客ニーズに応じたデータ通信サービスの拡販に注力しました。その結果、月額利用料金等の安定的に収益を獲得できるストック収益が順調に積み上がり、当連結会計年度においては、連結売上高に対するストック収益比率は約76%と、前連結会計年度における同比率約58%から大きく上昇する結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度のテクノロジー事業の売上高は516,677千円（前連結会計年度の売上高699,674千円）、ソリューション事業の売上高は2,992,458千円（前連結会計年度の売上高2,685,038千円）となりました。

営業損益につきましては、テクノロジー事業の営業利益は86,508千円（前連結会計年度の営業利益123,159千円）、ソリューション事業の営業利益は17,224千円（前連結会計年度の営業利益141,425千円）となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント利益の調整額が205,786千円（前連結会計年度のセグメント利益の調整額210,303千円）発生しております。セグメント利益は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,504,680千円（前連結会計年度の売上高3,384,712千円）となりました。

営業損益につきましては、102,053千円の営業損失（前連結会計年度の営業利益54,280千円）となりました。

経常損益につきましては、104,204千円の経常損失（前連結会計年度の経常利益39,686千円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、106,739千円の親会社株主に帰属する当期純損失（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益84,221千円）となりました。

当社グループの当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末と比較して365,655千円減少し2,766,895千円となりました。これは、売掛金が344,067千円減少したこと等によるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して253,314千円減少し712,999千円となりました。これは、買掛金が81,546千円、未払金が91,516千円それぞれ減少したこと等によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して112,341千円減少し2,053,896千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失を106,739千円計上したことに伴い利益剰余金が減少したこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における自己資本比率につきましては、前連結会計年度末と比較して5.2ポイント増加し、73.4%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して34,049千円増加し1,341,244千円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動の結果増加した資金は59,862千円（前連結会計年度は285,901千円の減少）となりました。これは主に売上債権の減少344,067千円等によるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動の結果減少した資金は、34,746千円（前連結会計年度は14,004千円の減少）となりました。これは主に、敷金・保証金の差入による支出17,897千円等によるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動の結果増加した資金は、3,064千円（前連結会計年度は197,769千円の増加）となりました。これは主に、株式の発行による収入3,141千円等によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	前年同期比 (%)
テクノロジー事業 (千円)	456,348	△14.8
ソリューション事業 (千円)	—	—
合計 (千円)	456,348	△14.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
テクノロジー事業	673,289	△19.3	143,800	+76.7
ソリューション事業	—	—	—	—
合計	673,289	△19.3	143,800	+76.7

(注) 1. IoTソリューション関連事業に関する受注について記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	前年同期比 (%)
テクノロジー事業 (千円)	516,677	△26.1
ソリューション事業 (千円)	2,992,458	+11.4
合計 (千円)	3,509,136	+3.6

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
スターサービス株式会社	687,544	20.3	1,392,331	39.6
ネスレ日本株式会社	526,457	15.6	—	—
株式会社ネットワークコンサルティング	366,908	10.8	—	—

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当連結会計年度のネスレ日本株式会社及び株式会社ネットワークコンサルティングに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

1. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響に関する会計上の見積りへの反映につきましては、第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)〔連結財務諸表〕の「追加情報」に記載しております。

当社グループは連結財務諸表の作成にあたって、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りは、過去の実績や現在の状況を勘案し様々な要因に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載するとともに、以下の点についても重要と認識しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できること、また繰延税金資産の資産性があることを慎重に判断したうえで計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存することから、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

2. 当連結会計年度における経営成績の分析

前連結会計年度と比較して売上高は3,504,680千円(前連結会計年度の売上高3,384,712千円)と3.5%増加しましたが、営業損失102,053千円(前連結会計年度の営業利益54,280千円)、経常損失は104,204千円(前連結会計年度の経常利益39,686千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は106,739千円(前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益84,221千円)といずれの損益についても損失を計上しました。詳細については、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (業績等の概要) (1) 業績」をご参照ください。

3. 当連結会計年度における財政状態の分析

当社グループの当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末と比較して365,655千円減少し2,766,895千円となりました。これは、売掛金が344,067千円減少したこと等によるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して253,314千円減少し712,999千円となりました。これは、買掛金が81,546千円、未払金が91,516千円それぞれ減少したこと等によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して112,341千円減少し2,053,896千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失を106,739千円計上したことに伴い利益剰余金が減少したこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における自己資本比率につきましては、前連結会計年度末と比較して5.2ポイント増加し、73.4%となりました。

4. 資金の流動性及び資本の源泉の分析

(1) 当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比較して34,049千円増加し1,341,244千円となりました。

詳細については、「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (業績等の概要) (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(2) 資金需要の内容及び資金調達の方針

当社は、受託開発やビーコン等のハードウェア製品の提供を行うテクノロジー事業と、子会社におけるMVNO事業

及び通信サービスやクラウドを用いたソリューションの提供を行うソリューション事業にて構成されており、これら事業の発展に必要な経営資源に資金を投入しており、これら事業を更に推進するための資金の確保、及び財務基盤の健全化並びに安定化を目的として、必要に応じて資金調達を検討してまいります。

5. 戦略的現状と見通し

当社では、当社が20年以上に渡って展開してきた組込みソフトウェア事業、及び10年以上に渡る半導体開発を含む組込みハードウェア事業の知識と経験による「総合的な組込み技術」をその根幹として、まだ繋がっていないモノとモノ、モノとサービス、サービスとサービス等を繋ぐことが当社の中核競争力（コアコンピタンス）であると再認識するとともに、当社の立ち位置、並びに現在市場から求められている技術及びサービス等をよりの確に把握し、広範に対応できるようにすることが当社IoTソリューション事業の更なる成長のために必要であり、それらを実現するための新たな事業ビジョンの策定が必要不可欠と考えたことから、平成29年11月9日にIoTソリューション事業における新事業ビジョンを発表いたしました。当該新事業ビジョンにおいては、当社の役割を「まだ繋がっていないモノ・コトを繋げるコネクタ」であると再認識するとともに、同じ意味を表す「Connecting the Unconnected」をスローガンとして定めております。当社では、このスローガンを踏まえ、今後、より多くの市場ニーズ及び局面に対応した製品及びサービスを提供していくことを可能にするために、「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点の施策を打ち出し、このうち、「広範な技術分野への対応等」については、令和元年8月15日付でMVNO事業を営むスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）を株式交換の方法により完全子会社化したことで、これまで当社のIoT製品・サービスに主に使用していた近距離無線通信技術のBluetooth Low Energyに加えて、SMCが保有する無線通信システム（3G、4G等）を用いた新たな新製品・サービスや、費用対効果の高いサービスの開発・提供に向けて取り組みを開始する等、当該3点の施策の実現に向けて積極的に取り組んでおります。またSMCを取得したことで当社グループに基盤が作られたストックビジネスを推進するための取り組みについても開始しております。今後、これらの取り組みを更に強化することで、当社グループの中長期的な業績向上及び企業価値の向上が実現できるものと考えております。

なお、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。当社グループはこうした状況を解消するため、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループの事業におきましては、以下の契約を「経営上の重要な契約」として認識しております。

これらの契約が解除されたり、その他の理由に基づき終了した場合、又は円滑に契約が更新されなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

経営上の重要な契約は、次のとおりです。

事業関連の契約

相手方の名称	国/地域	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社光通信	日本	合弁契約	株式会社光通信との合弁会社「株式会社BEAMO」にて当社のIoTソリューション及び法人向け携帯電話販売等の販売を目的とした営業活動を行う契約。	平成29年11月9日から本合弁契約に定める契約終了事由に該当し、本合弁契約が終了する時まで。
株式会社光通信	日本	資本業務提携契約	資本面での提携関係を構築し、また当社が行う事業と、光通信グループが行う事業の各分野における業務面での提携・協力関係を構築することにより、当社と光通信グループ双方の事業を強化・拡大・発展させることを目的とした契約。	<p><終了事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約の当事者が本契約を終了することに合意した場合 ・株式会社光通信が当社の株式等を一切保有しなくなった場合
NESTRAD S. A.	スイス	クラウド及びプロフェッショナルサービス	ネスカフェグループのグローバル調達機能を統括する当該会社及び関連会社に対してクラウド及びプロフェッショナルサービスを提供する際の基本条件等を定めたマスターサービス契約。	2021年3月～当社又は相手方が終了の意思を表明する時まで。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数 (株) (令和3年12月31日)	提出日現在 発行数 (株) (令和4年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,151,830	22,151,830	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 であります。
計	22,151,830	22,151,830	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、令和4年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(平成28年8月10日取締役会決議 第S-1回新株予約権)

付与対象者の区分及び人数	付与時における当社取締役 4名
新株予約権の数 (個) ※	2,150
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数 (株)	普通株式 215,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり502 (注2)
新株予約権の行使期間 ※	自 平成28年9月1日 至 令和8年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 507 (注3) 資本組入額 253.5 (注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 ※	(注6)

※当事業年度の末日 (令和3年12月31日) における内容を記載しております。なお、提出日の前月末 (令和4年2月28日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金502円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日における本新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載している。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5. ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注） 4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 5. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(令和元年12月10日取締役会決議 第S-4回新株予約権)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役並びに当社完全子会社取締役 9名
新株予約権の数(個) ※	2,118
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 211,800(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり238(注2)
新株予約権の行使期間 ※	自 令和3年4月1日 至 令和7年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1個当たり604(注3) 資本組入額 1個当たり302(注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注6)

※当事業年度の末日(令和3年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(令和4年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。
 行使価額は、金238円とする。
 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日における本新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載している。
 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. ① 新株予約権者は、令和2年12月期、令和3年12月期及び令和4年12月期、の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (a) 令和2年12月期の営業利益が50百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (b) 令和3年12月期の営業利益が200百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (c) 令和4年12月期の営業利益が300百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(令和元年12月10日取締役会決議 第S-5回新株予約権)

付与対象者の区分及び人数	当社及び当社完全子会社従業員 37名
新株予約権の数(個) ※	874
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 87,400 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり281 (注2)
新株予約権の行使期間 ※	自 令和3年12月28日 至 令和6年12月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1個当たり14,532 (注3) 資本組入額 1個当たり7,266 (注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注6)

※当事業年度の末日(令和3年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(令和4年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使時の払込金額を記載している。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5.
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年3月31日(注1)	—	14,353,930	△12,020,939	1,861,668	△617,907	—
平成29年11月29日(注2)	10,000	14,363,930	2,535	1,864,203	2,535	2,535
平成30年1月1日～平成30年12月31日(注2)	2,771,900	17,135,830	357,779	2,221,982	357,778	360,313
平成31年1月1日～令和元年12月31日(注2)	1,728,100	18,863,930	221,421	2,443,403	221,421	581,735
令和元年8月15日(注3)	3,274,700	22,138,630	—	2,443,403	802,301	1,384,036
令和3年1月1日～令和3年12月31日(注2)	13,200	22,151,830	1,736	2,445,139	1,736	1,385,773

- (注) 1. 平成29年3月28日開催定時株主総会決議により、資本金を12,020,939千円、資本準備金を617,907千円減少させ、欠損填補したことによるものであります。
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 令和元年8月15日付で実施した株式交換による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

令和3年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（名）	—	1	26	74	28	35	12,899	13,063	—
所有株式数（単元）	—	240	20,135	15,434	3,000	8,575	172,793	220,177	134,130
所有株式数の割合（%）	—	0.11	9.09	6.97	1.35	3.87	78.60	100.00	—

- (注) 1. 自己株式18,425株は、「個人その他」に184単元及び「単元未満株式の状況」に25株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7単元及び42株含まれております。
3. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切捨ててしております。

(6) 【大株主の状況】

令和3年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	1,103,657	4.98
チャールズ レーシー	名古屋県名古屋市中区	821,000	3.70
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	403,600	1.82
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	367,300	1.65
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号経団連 会館6階	365,300	1.65
中野 孝一	奈良県生駒郡	352,800	1.59
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	322,232	1.45
郡山 龍	東京都新宿区	191,400	0.86
小西 正彦	大阪府堺市	183,900	0.83
金子 元良	東京都立川市	175,000	0.79
計	—	4,286,189	19.36

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切捨てしております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和3年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 18,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,999,300	219,993	—
単元未満株式	普通株式 134,130	—	—
発行済株式総数	22,151,830	—	—
総株主の議決権	—	219,993	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ700株及び42株含まれております。また、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

② 【自己株式等】

令和3年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号	18,400	—	18,400	0.08
計	—	18,400	—	18,400	0.08

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	376	77,071
当期間における取得自己株式	95	11,305

(注) 当期間における取得自己株式には、令和4年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	18,425	—	18,520	—

(注) 当期間における取得自己株式には、令和4年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置付けております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、当事業年度は配当可能利益がないことから配当を実施しておりませんが、収益力の向上に注力し利益を積み上げることにより配当を可能とする剰余金を確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、戦略的な知的財産の活用、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関といたしましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、グループ全体の企業価値を向上させるための取り組みとしてコーポレート・ガバナンスを位置づけ、

1. 経営の健全性・透明性を確保するガバナンス体制の構築
2. 的確な意思決定と迅速な業務執行を実現する経営体制の整備
3. 当社を取り巻くステークホルダーに対する適時適切な情報開示の徹底

を基本方針として、その実現に努めております。

当社グループでは、社外取締役の選任による事業体制の強化、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うための執行役員制度導入等様々な経営基盤強化のための施策を実施し、経営体制の確立に取り組んでまいりました。今後も、迅速な業務執行を行う体制を整備し、より強固な経営基盤の確立を図るべく、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを進めてまいります。そして、社会に必要とされる企業であり続けるために、株主、取引先、従業員等の当社を取り巻くステークホルダーの信頼と期待に応え、持続可能な会社の実現を目指してまいります。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社における企業統治の体制は、以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の有価証券報告書提出日現在の取締役会は、社外取締役2名を含む計4名の取締役で構成されております。取締役会は原則として3か月に1回以上の定時取締役会に加え必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定をするほか、随時取締役及び執行役員等の監督を行っております。なお、構成員の氏名等については、後記「(2) 役員の状況」をご参照ください。

(b) 監査役会

当社の有価証券報告書提出日現在の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名による計3名の監査役で構成されております。当社の監査役会は、特定監査役を選定し、当社の監査役会が定める監査計画をはじめ必要に応じて当社グループの取締役及び執行役員等に対して通知等を行うほか、適宜報告及び資料の提出等を受ける体制を取っております。監査役は、原則として3か月に1回以上の定時監査役会に加え、必要に応じ臨時監査役会及び月次の監査役連絡会を開催するとともに、定時及び臨時取締役会並びに必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っております。更に、監査役は原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。なお、構成員の氏名等については、後記「(2) 役員の状況」をご参照ください。

(c) 執行役員会

当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化するために、執行役員制度を導入しており、出資計画、ファイナンス・資本政策、及びその他グループ経営に関する事項について、代表取締役、及び全執行役員で構成する執行役員会を原則として四半期ごとと必要に応じて臨時で開催し、これらの事項について議論したうえで決定しております。

構成員は次のとおりです。

役職名	氏名
代表取締役社長（※1）	倉林 聡子
執行役員（※1、※2）	鳥越 洋輔
内部監査室室長（オブザーバー）	岩井 俊輔
常勤監査役（オブザーバー）	大西 完司

(d) 業務執行会議

当社は、代表取締役社長、全執行役員及び統括部長で構成される業務執行会議を原則として週1回と必要に

応じて臨時で開催し、連結年度予算方針の策定、製品販売計画及び製品開発計画、並びに人員計画や人件費予算等の、業務の執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、これら重要事項について論議し、全社的な目標を設定しております。

構成員は次のとおりです。

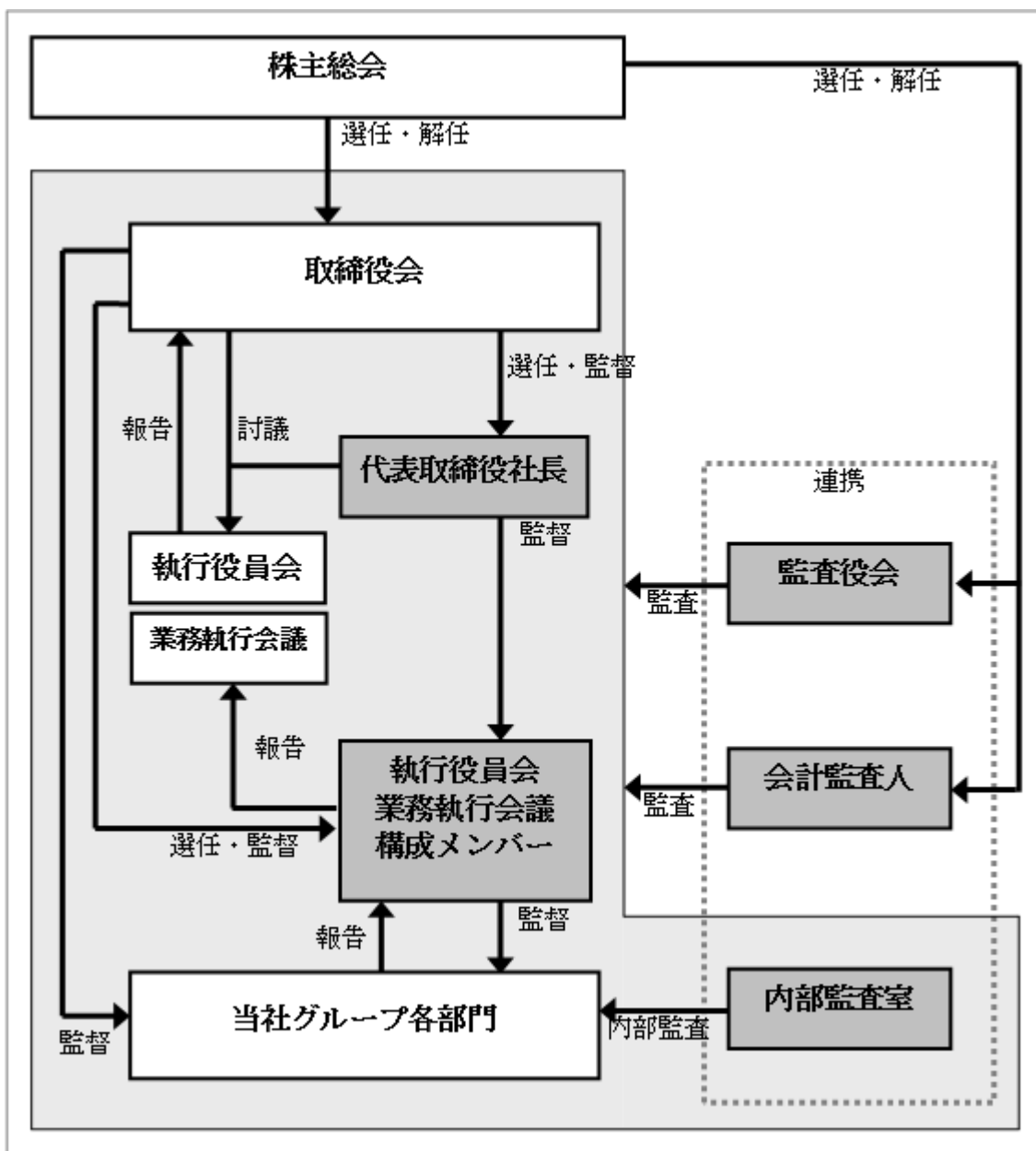
役職名	氏名
代表取締役社長（※１）	倉林 聡子
執行役員（※１、※２）	鳥越 洋輔
常勤監査役（オブザーバー）	大西 完司

※１．兼任状況については、後記「（２）役員の状況」をご参照ください。

※２．当社完全子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社グループは、経営の健全性・透明性を確保し、グループ全体の企業価値を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な目的としております。具体的には、取締役・監査役・執行役員制度を採用し、取締役による重要事項の決定、監査役による経営の監査、迅速な業務執行の体制を構築しております。取締役会、監査役会による業務執行への監督・監査に加え、執行役員会及び業務執行会議により、各会議の構成メンバーによる担当部門への監督、取締役・取締役会への報告を定期的に行い、充実した内部統制の実現を目指しております。執行役員会はグループ全体の経営戦略を、業務執行会議は事業戦略を中心に審議・検討することと定め、取締役会は会社法上の決議事項となる事項を中心に審議・決議することと定めております。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は平成18年5月15日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針を決議し、更に平成23年6月17日の取締役会でこれを見直し、決議をいたしました。また「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月4日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を改定いたしました。当該改定では、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制を、法令の改正及び当社グループの現状に合わせて見直し、具体的かつ明確な表現へ変更しております。

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。当該方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに行動規範及びコンプライアンス規程を含む社内規程等を遵守することを企業活動のひとつの前提とし、企業価値を向上させるべく職務を遂行する。
 - (2) 取締役は、その職務の執行において、業務の実効性、財務報告の適正性、事業活動に関わる法令等の遵守、及び資産の保全等を図るため、内部統制に係る体制を含む全社的な法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制の整備及び適切な運用に努めると共に、内部統制システムの運用に係る有効性の評価を含む状況報告を定期的に受ける。当該有効性評価に係り、内部監査部門による継続的な監視活動を行う。
 - (3) 取締役は、他の取締役の職務の執行を相互に監視監督し、法令及び定款に係る適合性等に関して疑義を生じた場合には、取締役会及び監査役会へ報告を行う。当社では、継続して社外取締役を置くことにより、取締役の職務の執行に係る取締役間の監督機能の維持向上を図る。
 - (4) 取締役会は、取締役会規程等に従って、当社並びに当社の子会社に係る重要事項の審議、決定、及び報告等を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
 - (5) 監査役は、独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための継続的自己研鑽等を監査に携わる者の心構えとし、内部統制システムの整備運用状況等を含め、取締役の職務の執行の監査を行う。
 - (6) 取締役及び使用人は反社会的勢力及び団体と決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。また、社会倫理及びコンプライアンスに照らし、問題があると思料される活動には関与しない。
 - (7) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ或いは行われようとしていることを取締役或いは使用人等が感知した場合に、当社の監査役或いは社外弁護士等、通報者の権利の保護を徹底した相談乃至通報窓口に適時適宜通報できる体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令等に基づき適宜規程等を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大な損失を与える恐れのある様々なリスクに対し適切な管理等の対応を行うことを目的としてリスク管理に関する規程等を制定し、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）のリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定め、当該規程に従った実効的なリスク管理を行うと共に、グループ横断的な事前予防体制の整備に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化することを目的として執行役員制度を導入し、選任した執行役員の職務権限を定めた規程その他執行役員会の運用に関する各種社内規程に明確化し、これに基づいて効率的な意思決定を行う。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、代表取締役社長、全執行役員、及び統括部長により構成された業務執行会議を原則として月1回と必要に応じて臨時で開催し、製品開発戦略、事業計画実現にかかる重要案件の方針、及び年度予算等の主に事業活動に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、当社の取締役及び指名された者により事業セグメント別の事業等に係る会議等を開催して適宜議論及び状況確認等を行い、重要事項の決定等を行う。
 - (2) 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にすると共に、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携の確保に努める。
 - (3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用等を通じ、業務の効率化を推進する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
 - ② 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えられらる重要事象については、当社執行役員会、業務執行会議、及び取締役会への付議等を行う。
 - ③ 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うと共に、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。
 - ② 当社は、当社グループ全体で相談・通報体制を設け、子会社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを子会社の取締役等又は使用人が知った際に、当社の監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
 - ③ 当社は、子会社が通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしないよう、子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
 - (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築し、運用することを目的として、子会社管理規程を制定する。
 - ② 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
 - ③ 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社グループにおける業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 当社の取締役は、当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という）の配置を求めた場合、当社の監査役と適宜協議を行い、監査役補助使用人を配置する。
 - (2) 当社の取締役は、研修等を通じて監査役補助使用人の技能の向上を図ることに協力すると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて監査役補助使用人の変更及び増員等を行うものとし、その人事については当社の監査役と協議の上決定する。
 - (3) 監査役補助使用人を配置した場合、監査役補助使用人を配置した旨及び監査役補助使用人は当社の監査役の指揮命令にのみ従う旨を当社グループに周知する。
7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、原則として当社の取締役その他当社の監査役以外の者から指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他の事項等は、原則として監査役会の協議に基づいて決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。
8. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。
9. 監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。
 - (3) その他監査役への報告に関する体制
当社の子会社の取締役等は、原則として四半期に一度、決算等の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、当社の監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行う。
 - (2) 当社の監査役は、通常の監査費用以外に緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用等が発生する場合においては、監査役会規程に則り、適宜事前通知等を行う。
12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役職務の執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。この独立性と権限を確保するために、監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にすると共に、当社の監査役は、監査役会が定めた監査計画等に基づき、内部監査部門、会計監査人、その他必要と認める者と適宜連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。また、当社の監査役会は、監査役会規程に則り、特定監査役を選定することができる。
 - (2) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、監査役会が必要と認める場合には、独自に外部専門家の活用を検討する。
 - (3) 当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知する。当社グループの取締役及び執行役員等は、当該計画に係る監査役職務の適切な遂行がなされるよう協力する。
13. 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための体制
 - (1) 適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用する。
 - (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度を適切に実施するため、業務プロセスの改善を適宜推進すると共に、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己による評価及び改善並びに外部監査人による評価等を行う体制を整備する。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスク、及びグループ全体に重要な影響を与えると考えられるリスクにつきましては、取締役会、執行役員会及び業務執行会議によりリスク管理が行われております。日常の業務活動における事業リスクにつきましては、執行役員会及び業務執行会議のほか、監査役会、会計監査人、内部監査室、各顧問（会計・税務・法律等）によりリスク管理が行われております。すべての部門、役職員が連携して、社内関連規程に基づき、リスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組みます。

ホ. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、取締役会、執行役員会議及び業務執行会議等の会議において、子会社の業務及び財務状況並びにその他の重要な情報に関する共有及び協議を行っております。当社の取締役は、子会社の取締役を兼任しており、当社グループ全体の情報の共有化を図るとともに、子会社における適切な業務の執行、ひいては当社グループにおける業務の適正を確保しています。また当社では「子会社管理規程」を整備し、子会社の適切な管理を可能とする体制を構築しております。子会社には、当社の「グループ行動規範」を適用し、また「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等を準用することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備、運用しております。

② 取締役の定数

当会社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。以上の当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について

て善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 中間配当

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑦ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株式会社の支配に関する基本方針について

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(2) 【役員の状況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14.3%)

① 役員一覧

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	倉林 聡子	昭和49年5月 13日生	平成9年4月 平成17年12月 平成23年1月 平成26年6月 平成29年4月 平成30年3月 平成31年3月 令和元年8月 令和2年3月 令和4年3月	株式会社CSK (現SCSK株式会社) 入社 株式会社アプリックス 入社 当社 内部監査室 室長 当社 プロセス改善推進室 室長 当社 経営管理部 部長 (現任) 当社 執行役員 (現任) 株式会社BEAMO 取締役 当社 取締役 スマートモバイルコミュニケー ションズ株式会社 取締役 (現任) 当社 常務取締役 当社 代表取締役社長 (現任) 株式会社BEAMO 代表取締役社長 (現任)	令和4年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	9,200
取締役	鳥越 洋輔	昭和60年2月 2日生	平成21年8月 平成25年1月 平成27年4月 平成30年1月 平成30年2月 令和元年11月 令和4年3月	テレコムサービス株式会社 入 社 ガゼル株式会社 (出向) 情報通信事業本部SHOP事業部財 務管理本部データ戦略部 マネ ージャー ガゼル株式会社 (出向) コンシューマー事業本部モバイル 第一事業部商品企画部 統轄 部長 株式会社Mobile Style 代表取 締役 スマートモバイルコミュニケー ションズ株式会社 代表取締役 社長 (現任) 当社 執行役員 (現任) 当社 取締役 (現任) 株式会社BEAMO 取締役 (現任)	令和4年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	4,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	平松 庚三	昭和21年1月 6日生	昭和48年 昭和61年 平成4年 平成10年 平成15年 平成16年 平成18年 平成19年 平成20年 平成28年3月	ソニー株式会社 入社 アメリカン・エクスプレス・イ ンターナショナルジャパン 副社 長 株式会社IDGコミュニケーション ズ 代表取締役 AOLジャパン株式会社 代表取締 役 弥生株式会社 代表取締役 株式会社CEAFOM 取締役（現任） 株式会社ライブドア（現株式会 社LDH） 代表取締役 小僧com株式会社設立 取締役 株式会社セシール 取締役 株式会社カウイチ（現買う市株 式会社） 取締役 小僧com株式会社 代表取締役会 長 兼 社長 当社 取締役（現任） 当社 独立役員（現任）	令和4年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	—
取締役	田口 勉	昭和28年8月 2日生	昭和51年 平成10年 平成16年 平成19年 平成25年 平成29年 平成30年 平成30年 平成31年 令和2年	株式会社シーイーシー 入社 株式会社シーイーシー 取締役 KVH株式会社(現 Coltテクノロジ ーサービス株式会社) 常務執行 役員 株式会社アイネット 常務取締役 株式会社アイネット 専務取締役 株式会社アイネット 取締役副社 長 株式会社アイネット 上席顧問 トライボッドワークス株式会社 取締役（現任） 当社 取締役（現任） 当社 独立役員（現任） Neutrix Cloud Japan株式会社代 表取締役社長CEO（現任）	令和4年3月 30日開催の定 時株主総会か ら1年間	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	大西 完司	昭和32年1月 25日生	昭和55年 平成2年 平成6年 平成11年 平成13年 平成16年 平成19年 平成24年 平成29年1月 平成29年2月 平成29年10月 平成30年3月 平成31年3月 令和元年8月	ソニー株式会社 入社 (テレビ 事業部商品設計) 同社 経営戦略部 同社 携帯電話事業本部 事業 戦略課長 同社 携帯電話事業本部 商品 企画室長 ソニーエリクソンモバイル株式 会社出向 事業推進担当部長 ソニーコンピュータエンタテイ ンメント株式会社出向 開発企 画室長 ソニー株式会社 技術開発本部 企画部長 同社 研究開発企画部門 専任 部長 同社 退職 ソニーコーポレートサービス株 式会社 入社 ソニー株式会社 入社 研究開発企画部門 専任部長 当社 常勤監査役 (現任) 株式会社BEAMO 監査役 (現任) スマートモバイルコミュニケー ションズ株式会社 監査役 (現 任)	平成31年3月 28日開催の定 時株主総会か ら4年間	—
監査役	山田 奨	昭和51年10月 6日生	平成13年10月 平成20年7月 平成23年1月 平成26年12月 平成27年1月 平成27年4月 平成28年3月 令和2年3月	朝日監査法人 (現有限責任あず さ監査法人) 入所 野村證券株式会社 引受審査部 出向 有限責任あずさ監査法人 帰任 有限責任あずさ監査法人 退社 有限会社山田総合事務所 代表取 締役 (現任) 山田奨公認会計士事務所 代表 (現任) 山田奨税理士事務所 代表 (現 任) 当社 監査役 (現任) 当社 独立役員 (現任) 株式会社和心 取締役 (監査等委 員) (現任)	平成31年3月 28日開催の定 時株主総会か ら4年間	—
監査役	坂口 禎彦	昭和33年1月 26日生	平成6年4月 平成6年4月 平成20年1月 平成22年4月 平成29年1月 平成30年3月 平成30年4月 平成30年11月～ 令和3年10月 平成31年4月	東京弁護士会 入会 (至現在) 大東文化大学法学部法学研究所 講師 (現任) 東京簡易裁判所 司法委員 (至 平成23年3月) 関東弁護士会連合会 常務理事 東京地方裁判所 鑑定委員 (現 任) 当社 社外監査役 (現任) 東京弁護士会 副会長 司法試験考査委員及び司法試験 予備試験考査委員 日本公認会計士協会終了考査運 営委員会委員 (現任)	令和4年3月 30日開催の定 時株主総会か ら4年間	—
計						13,400

(注) 1. 取締役 平松 庚三及び取締役 田口 勉は、社外取締役であります。
2. 監査役 山田 奨及び監査役 坂口 禎彦は、社外監査役であります。

② 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

取締役平松庚三氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は小僧com株式会社取締役会長、株式会社CEAFOM 社外取締役、株式会社ピーエイ 社外取締役、スマイルワークス株式会社 社外取締役、crew株式会社 社外監査役、及び株式会社Joyz 社外監査役を兼務しておりますが、いずれも当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

取締役田口勉氏は、企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏はトライポッドワークス株式会社取締役、Neutrix Cloud Japan株式会社代表取締役社長CEO、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会理事を兼務しておりますが、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士として豊富なキャリアを有していることから、会計に関する専門知識等を活かして当社の事業運営を的確に監査いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は、有限会社山田総合事務所代表取締役、山田奨公認会計士事務所代表、山田奨税理士事務所代表、及び株式会社和心取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、いずれも当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は大東文化大学法学部法学研究所講師、東京地方裁判所 鑑定委員、及び日本公認会計士協会終了考査運営委員会委員を兼務しておりますが、いずれも当社との間に利害関係等はありません。当社は同氏について一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、当社は社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所が開示を求める社外役員に関する事項を参考にし、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を選任しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会規程及び年間監査計画等に基づき、社外監査役2名を含む監査役3名が、公益社団法人日本監査役協会による監査役監査基準及び監査役監査実施要領等を適宜参照しながら、取締役会等重要な会議に出席するほか取締役等からの報告聴取、重要な文書等の調査、本社及び子会社の調査等により、取締役の業務執行状況の監査を適宜実施しております。なお、社外監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

当連結会計年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大西 完司	12回	12回
山田 奨	12回	11回
坂口 禎彦	12回	12回

監査役会における主な検討事項として、会計監査人の報酬等に関する同意、会計監査人の選解任に関する決定、内部統制システムの整備・運用状況の確認、及び取締役の職務執行の適法性及び経営判断の妥当性等でありま

す。

監査役は、月次の定時監査役会のほか、定時及び臨時取締役会並びに必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っております。また、原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。

常勤監査役は、取締役会のほか、必要に応じて社内の重要な会議に出席し重要書類を随時確認するほか、子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認等を行い、その結果を必要に応じて監査役会に報告しております。また当社内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室を代表取締役社長直轄の組織（兼任1名）として設置しており、当社グループにおけるリスクに基づいて策定した年間内部監査計画のもと、内部統制の整備・運用状況評価や業務監査等を行っております。また、内部監査の結果により抽出された課題の改善に向けた助言やフォローアップ、代表取締役社長等への内部監査結果報告を行っております。

これらの監査活動と当社グループ各部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を随時行う等、相互に連携して監査の実効性を確保することに努めております。

③ 会計監査の状況

(1) 監査法人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 継続監査期間

平成29年度以降

(3) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員	阿部 海輔
指定社員 業務執行社員	高橋 克幸

(4) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他5名

(5) 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、或いは会計監査人による監査の実施状況及び当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると思料され、その必要があると判断した場合は、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められる項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、日本監査役協会等の示す会計監査人の評価基準を参考に、独立性、品質管理の状況、監査報酬や監査実績等の状況を踏まえ、総合的に評価しております。

(7) 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,800	—	22,800	—
連結子会社	—	800	—	—
計	22,800	800	22,800	—

- (注) 1. 当社と監査公認会計士等との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。
2. 前連結会計年度において当社が監査公認会計士等に支払った非監査業務の内容は、当社連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社が令和2年9月1日付で実施した吸収分割(アドベント株式会社におけるWiMAX及びモバイルネットワークに関する事業の承継)に関する財務デューデリジェンス業務であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

過去の監査実務及び今後予測される監査業務を定量的に見積もり、当社及び監査公認会計士等の両方で協議の上報酬額を決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」及び「監査役監査基準」等を踏まえ、会計監査人から必要な資料の入手及び報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、及び監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかどうかの検討を行うとともに監査報酬見積の算出根拠等を確認し、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り慎重に検討した結果、これらについて適切妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(ア) 取締役報酬について

当社は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 当該方針の決定の方法

当社は、役員報酬の決定方針について、社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、取締役会において決議しております。なお、監査役については、監査役会の協議により決定しております。

b. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬は、月例の固定報酬を内容とする基本報酬のみで構成されております。

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、個々の取締役の業績等に係る貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、その決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする、以上を当社における取締役の個人別報酬の決定方針としております。なお取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当社の報酬委員会より代表取締役社長及び管理担当業務執行取締役が作成した原案に対する報酬委員会の審議内容の報告及び答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長の倉林聡子は、当該答申の内容を十分に考慮したうえで決定を行っております。

また、当社は、当社の取締役の報酬決定プロセスの透明性及び客観性向上を目的として、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役の個別の報酬案についてその公正性・妥当性等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。なお、報酬委員会は、客観性の向上等を目的として社外取締役に構成されております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

役職名	氏名
社外取締役	平松 庚三
社外取締役	田口 勉

c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

令和4年12月期における個人別の報酬額については、令和4年3月30日開催の取締役会における決議にもとづき代表取締役社長である倉林 聡子はその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、当社の業績、役位、職責、個々の取締役の業績等に係る貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

d. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、委員がすべて社外取締役に構成される任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 監査役報酬について

監査役報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、株主総会で決議した限度額の範囲内で、監査役会の審議に基づき、それぞれの職務と貢献度に応じて、決定しております。

(ウ) その他

取締役及び監査役の報酬につきましては、平成13年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円とした決定に基づきその限度内において、取締役の報酬については、取締役会にて十分な審議・検討を行い決定し、また監査役の報酬につきましては、監査役会にて十分な審議・検討を行い決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	支給額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員のパイプ (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	35,600	35,600	—	—	—	2

監査役 (社外監査役を除く。)	8,004	8,004	—	—	—	1
社外役員	13,560	13,560	—	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動や株式に係る配当によって利益を受けることを主たる目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」として区分し、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、取引の経済合理性を含めて当該会社との関係強化による収益力向上の観点から有効性を判断するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案し、取締役会で決議しております。また、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,307,194	※1 1,341,244
売掛金	921,253	577,185
商品及び製品	12,322	91,522
仕掛品	12,753	※3 5,762
原材料	195	405
その他	110,666	69,357
貸倒引当金	△15,725	△10,222
流動資産合計	2,348,661	2,075,254
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	215	215
減価償却累計額	△215	△215
建物及び構築物（純額）	—	—
機械、運搬具及び工具器具備品	23,737	23,498
減価償却累計額	△23,022	△23,192
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	715	305
有形固定資産合計	715	305
無形固定資産		
のれん	528,157	467,796
顧客関連資産	157,920	124,674
その他	44,039	31,290
無形固定資産合計	730,118	623,761
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 10,000	※2 10,000
破産更生債権等	928,908	948,411
その他	43,056	57,574
貸倒引当金	△928,908	△948,411
投資その他の資産合計	53,056	67,574
固定資産合計	783,889	691,641
資産合計	3,132,551	2,766,895

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	369,793	288,247
短期借入金	※1 200,000	※1 200,000
未払金	148,102	56,585
未払法人税等	27,913	19,308
賞与引当金	8,738	9,705
株主優待引当金	8,635	—
その他	149,166	83,785
流動負債合計	912,349	657,632
固定負債		
繰延税金負債	21,700	16,777
その他	32,263	38,589
固定負債合計	53,964	55,367
負債合計	966,313	712,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,443,403	2,445,139
資本剰余金	1,384,036	1,385,773
利益剰余金	△1,665,865	△1,772,605
自己株式	△26,254	△26,331
株主資本合計	2,135,320	2,031,976
その他の包括利益累計額		
その他の包括利益累計額合計	—	—
新株予約権	24,394	15,660
非支配株主持分	6,522	6,259
純資産合計	2,166,237	2,053,896
負債純資産合計	3,132,551	2,766,895

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
売上高	3,384,712	3,504,680
売上原価	※1 2,373,493	※1 2,792,863
売上総利益	1,011,219	711,817
販売費及び一般管理費	※2,※3 956,938	※2 813,870
営業利益又は営業損失(△)	54,280	△102,053
営業外収益		
受取利息	54	19
為替差益	—	5,663
貸倒引当金戻入額	—	360
還付加算金	2	—
その他	0	123
営業外収益合計	57	6,166
営業外費用		
支払利息	751	2,982
リース解約損	—	664
株式交付費	825	—
為替差損	3,136	—
売上債権譲渡損	9,176	4,649
その他	761	21
営業外費用合計	14,651	8,317
経常利益又は経常損失(△)	39,686	△104,204
特別利益		
新株予約権戻入益	—	15,368
関係会社清算益	※4 38,185	—
負ののれん発生益	4,137	—
特別利益合計	42,323	15,368
特別損失		
事務所移転費用	3,429	—
投資有価証券評価損	4,999	—
減損損失	—	※5 12,729
特別損失合計	8,429	12,729
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	73,580	△101,565
法人税、住民税及び事業税	28,258	10,360
法人税等調整額	△44,443	△4,923
法人税等合計	△16,184	5,437
当期純利益又は当期純損失(△)	89,765	△107,003
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	5,543	△263
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	84,221	△106,739

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	89,765	△107,003
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△37,748	—
その他の包括利益合計	△37,748	—
包括利益	52,016	△107,003
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	46,472	△106,739
非支配株主に係る包括利益	5,543	△263

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,443,403	1,384,036	△1,750,087	△26,094	2,051,258
当期変動額					
新株の発行					—
親会社株主に帰属する当期純利益			84,221		84,221
自己株式の取得				△159	△159
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			84,221	△159	84,062
当期末残高	2,443,403	1,384,036	△1,665,865	△26,254	2,135,320

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	37,748	37,748	19,136	979	2,109,123
当期変動額					
新株の発行					—
親会社株主に帰属する当期純利益					84,221
自己株式の取得					△159
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△37,748	△37,748	5,258	5,543	△26,947
当期変動額合計	△37,748	△37,748	5,258	5,543	57,114
当期末残高	—	—	24,394	6,522	2,166,237

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,443,403	1,384,036	△1,665,865	△26,254	2,135,320
当期変動額					
新株の発行	1,736	1,736			3,472
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△106,739		△106,739
自己株式の取得				△77	△77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,736	1,736	△106,739	△77	△103,344
当期末残高	2,445,139	1,385,773	△1,772,605	△26,331	2,031,976

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	—	—	24,394	6,522	2,166,237
当期変動額					
新株の発行					3,472
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△106,739
自己株式の取得					△77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△8,733	△263	△8,996
当期変動額合計	—	—	△8,733	△263	△112,341
当期末残高	—	—	15,660	6,259	2,053,896

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	73,580	△101,565
引当金の増減額(△は減少)	△23,954	6,332
受取利息及び受取配当金	△54	△19
支払利息	751	2,982
減価償却費	41,862	46,773
事務所移転費用	3,429	—
のれん償却額	60,360	60,360
投資有価証券評価損	4,999	—
関係会社株式清算益	△38,185	—
株式交付費	825	—
新株予約権戻入益	—	△15,368
減損損失	—	12,729
売上債権の増減額(△は増加)	△306,792	344,067
たな卸資産の増減額(△は増加)	26,557	△72,417
仕入債務の増減額(△は減少)	△39,868	△81,546
未収入金の増減額(△は増加)	46,006	4,813
未払金の増減額(△は減少)	△98,625	△89,111
未払消費税等の増減額(△は減少)	33,685	△38,778
その他	△18,645	7,887
小計	△234,065	87,138
利息及び配当金の受取額	54	19
利息の支払額	△751	△2,949
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△50,070	△24,346
関係会社整理損失の支払額	△1,069	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△285,901	59,862
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△221
無形固定資産の取得による支出	△2,502	△16,628
敷金及び保証金の回収による収入	5,290	—
敷金及び保証金の差入による支出	△19,849	△17,897
その他	3,055	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,004	△34,746
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	3,141
短期借入れによる収入	200,000	400,000
短期借入金の返済による支出	—	△400,000
自己新株予約権の取得による支出	△1,245	—
その他	△985	△77
財務活動によるキャッシュ・フロー	197,769	3,064
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,306	5,869
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△105,443	34,049
現金及び現金同等物の期首残高	1,413,246	1,307,194
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△608	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,307,194	※1 1,341,244

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、スマートフォン用のアプリケーションやクラウドサービス開発等のIoTソリューションを中心とする事業への転換を行ってまいりました。当該事業転換に伴い、ゲーム、アニメーション及び出版の事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、令和元年12月期まで8期連続となる営業損失の計上が続いていたものの、前連結会計年度である令和2年12月期において営業損益を始めとして各損益すべてにおいて黒字化を達成いたしました。しかしながら、当連結会計年度においては、前連結会計年度と比較して売上高は3,504,680千円（前連結会計年度の売上高3,384,712千円）と3.5%増加し、また、営業キャッシュ・フローは59,862千円の黒字化となったものの、営業損失102,053千円（前連結会計年度の営業利益54,280千円）、経常損失は104,204千円（前連結会計年度の経常利益39,686千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は106,739千円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益84,221千円）といずれの損益についても損失を計上したこと等の理由から、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループでは、当該状況を解消及び改善するために、当社の強みである組込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる開発力及び技術力と、MVNO事業者として保有するモバイルデータ通信技術を効果的に組み合わせることで事業展開をより強力かつ効率的に推進することを目的として、令和4年12月期第1四半期よりセグメント事業を従来のテクノロジー事業及びソリューション事業から変更し事業構造の見直しを図ることを決定しました。新たな事業セグメントは、IoT化等のニーズを持つ個別の顧客に対して当社の開発力及び技術力を提供する「エンジニアリングサービス事業」、主に子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社がMVNO事業者として提供する携帯電話やSIMカードの販売を中心とする「MVNO事業」、そしてこれら2事業の要素を組み合わせ、IoT化に必要となる組込み&エッジ、IoTクラウドプラットフォーム、モバイルデータ通信の各領域における製品やサービス、技術等の強化、拡充を通じてIoTのライフサイクル（計測→収集→蓄積→分析→活用→制御）を総合的に提供する「Aplix IoT プラットフォーム事業」、以上3つの事業であり、今後はこれら3事業における以下の取り組みを通じて収益性の改善に努めてまいります。

エンジニアリングサービス事業においては、すでに現状において実績を積み上げている受託開発のほか、当社が保有する組込み・エッジ技術、クラウドプラットフォームやモバイルデータ通信等のサービス・技術に加えて、顧客が求めるシステムを実現するために必要な技術を個々に提供し、顧客が実現したいサービスや仕組みの開発・運営管理等を行うシステムエンジニアリングサービスを提供してまいります。

MVNO事業においては、回線・端末・コンテンツ等の仕入及び様々な通信プランの設計を行い、携帯電話端末やSIMカードの販売や各種通信サービスの提供を行うとともに、他社ブランド向けの通信サービス提供、契約管理から収納管理までの一連のバックオフィス業務を行うことができる仕組みを構築しているという強みを活かし、直販や代理店販路だけではなくOEM販路についても今後さらに強化してまいります。これらの施策を実行することで、安定的に収益獲得が可能な月額利用料金等のストック収益の増大を目指してまいります。

Aplix IoT プラットフォーム事業においては、当社の主要製品であるロケーションビーコン「Mybeaconシリーズ」やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供を進めていくとともに、当社がこれまで培ってきたIoT開発技術とMVNO事業者として保有するデータ通信技術を組み合わせ、個別の顧客に対して製品企画・設計・製造・販売、またシステム開発・運営管理等を総合的に提供してまいります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があり、この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社BEAMO

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

(関連会社)

DENDENモバイル株式会社

持分法を適用していない関連会社（DENDENモバイル株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) その他有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

(イ) 商品及び製品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 9～10年

機械、運搬具及び工具器具備品 2～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

顧客関連資産 6年

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する仕掛品と相殺表示しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

(イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(ロ) その他の契約

工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式

② 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
のれん	467,796
顧客関連資産	124,674

連結貸借対照表の無形固定資産に、連結子会社（スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社）の企業結合に伴い識別した、のれん及び顧客関連資産を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

企業結合時に識別したのれん及び顧客関連資産について、償却期間6～10年とした償却を実施した残存価額を、連結貸借対照表の無形固定資産に計上しております。

また、減損の判定を行っており、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにについては、直近の事業計画達成状況、契約の獲得実績や獲得予測、対象会社を取り巻く経営環境、及び市場の動向などにに基づき策定された翌連結会計年度の事業計画等を基礎として算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、事業計画との乖離が生じる可能性があります。事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

2. 有形固定資産および無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	305
無形固定資産(のれん及び顧客関連資産を除く)	31,290
減損損失	12,729

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。減損の兆候を把握し、割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業活動から生ずる損益は、経営環境、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画に基づいて算出しております。市場環境の予測は主に景気動向や需給動向の予測を含んでおります。また、回収可能価額は使用価値と正味売却価額を比較し、いずれか高い方の金額を採用しております。これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、事業計画との乖離が生じる可能性

があります。事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社グループの収益等に与える影響は限定的であると判断しており、これにもとづき会計上の見積り等を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況次第では、会計上の見積り等に重要な影響を及ぼす可能性があり、この場合、当連結会計年度以降の当社グループの業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
現金及び預金	200,000千円	200,000千円
計	200,000千円	200,000千円

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
短期借入金	200,000千円	200,000千円
計	200,000千円	200,000千円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
--	-------------------------	-------------------------

投資有価証券(株式) (うち、共同支配企業に対する投資の金額)	10,000千円 (10,000千円)	10,000千円 (10,000千円)
------------------------------------	------------------------	------------------------

- ※3 損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。相殺表示した仕掛品に対応する受注損失引当金の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
仕掛品	一千円	95千円

(連結損益計算書関係)

- ※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
	1,947千円	616千円

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
役員報酬	69,949千円	69,384千円
給与手当	107,333	109,962
賞与引当金繰入額	14,734	16,431
株主優待引当金繰入額	8,635	—
貸倒引当金繰入額	△26,118	12,996
広告宣伝費	91,759	90,422
業務委託費	170,100	121,124
代理店手数料	156,108	55,573

- ※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
一般管理費	150千円	一千円
当期製造費用	—	—
計	150	—

- ※4 関係会社清算益の注記

前連結会計年度(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

当社連結子会社であるAPLIX CORPORATION OF AMERICAの清算が終了したことに伴う為替換算調整勘定取崩額などによるものであります。

当連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項はありません。

- ※5 減損損失

前連結会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）
当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア	12,729千円

当社グループは事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、割引率は8.7%を使用しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△37,748	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	△37,748	—
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△37,748	—
その他の包括利益合計	△37,748	—

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	22,138,630	—	—	22,138,630
合計	22,138,630	—	—	22,138,630
自己株式				
普通株式	17,460	589	—	18,049
合計	17,460	589	—	18,049

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加589株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第M-3回新株予約権	普通株式	500,000	—	500,000	—	—
	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	24,394
合計		—	—	—	—	—	24,394

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第M-3回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注） 1	22,138,630	13,200	—	22,151,830
合計	22,138,630	13,200	—	22,151,830
自己株式				
普通株式	18,049	376	—	18,425
合計	18,049	376	—	18,425

（注）1. 普通株式の株式数の増加13,200株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加376株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	15,660
合計		—	—	—	—	—	15,660

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
現金及び預金勘定	1,307,194千円	1,341,244千円
現金及び現金同等物	1,307,194	1,341,244

※2 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

連結子会社スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社におけるアドベント株式会社からの吸収分割による事業承継に伴い、当社が譲り受けた資産の内訳は次のとおりであります。

固定資産	5,909千円
資産合計	5,909

当連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金を銀行借入もしくは第三者割当増資により調達しております。また、将来の投資に備えるための余剰資金を一定比率の流動性確保を前提に安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって当社グループの発展に資することを資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

現金及び預金は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の現金及び預金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

売掛金は、営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の売掛金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

投資有価証券は、その他の有価証券並びに業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

買掛金並びに未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日となっている営業債務であります。また、外貨建の買掛金並びに未払金は、為替変動の市場リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、1年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、1年以内の納付期限となっている法人税、住民税及び事業税に係る未払金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスクの管理

為替変動の市場リスクについては、基本方針、リスク管理体制、権限等を定めた為替リスク管理規程に従い、財務経理部門執行役員の管理の下、担当部署が為替相場の現状及び見通しに基づいた外貨の売買を行っております。為替リスクの管理状況は、都度、執行役員会議へ報告しております。

② 信用リスクの管理

売掛金の顧客の信用リスクについては、取引の開始、売上債権の管理等を定めた販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金運用として保有する投資有価証券の信用リスクについては、有価証券運用管理規程に従い、運用を行っております。

預金の信用リスクについては、預入先を国際的に優良な金融機関に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度（令和2年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円) (*1)	時価 (千円) (*1)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,307,194	1,307,194	—
(2) 売掛金	921,253	921,253	—
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金 (*2)	928,908 △928,908		
	—	—	—
(4) 買掛金	(369,793)	(369,793)	—
(5) 短期借入金	(200,000)	(200,000)	—
(6) 未払金	(148,102)	(148,102)	—
(7) 未払法人税等	(27,913)	(27,913)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

当連結会計年度（令和3年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円) (*1)	時価 (千円) (*1)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,341,244	1,341,244	—
(2) 売掛金	577,185	577,185	—
(3) 破産更生債権等 貸倒引当金 (*2)	948,411 △948,411		
	—	—	—
(4) 買掛金	(288,247)	(288,247)	—
(5) 短期借入金	(200,000)	(200,000)	—
(6) 未払金	(56,585)	(56,585)	—
(7) 未払法人税等	(19,308)	(19,308)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
投資有価証券		
その他有価証券		
(1) 非上場株式	10,000	10,000
計	10,000	10,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (令和2年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,307,194	—	—	—
売掛金	921,253	—	—	—
合計	2,228,447	—	—	—

当連結会計年度 (令和3年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,341,244	—	—	—
売掛金	577,185	—	—	—
合計	1,918,430	—	—	—

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (令和2年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
合計	200,000	—	—	—	—	—

当連結会計年度 (令和3年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
合計	200,000	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について4,999千円（その他有価証券の株式5,000千円）減損処理を行っております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	6,503千円	6,965千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
新株予約権戻入益	一千円	15,368千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	当社 平成28年8月第S-1回 ストック・オプション	当社 平成28年8月第S-2回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年8月10日	平成28年8月10日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 4名	当社子会社役職員 52名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 225,000株	普通株式 96,500株
付与日	平成28年9月1日	平成28年10月1日
権利確定条件	定めはありません	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	自 平成28年9月1日 至 令和8年8月31日	自 平成30年8月11日 至 令和3年8月10日

	当社 令和元年12月第S-4回 ストック・オプション	当社 令和元年12月第S-5回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	令和元年12月10日	令和元年12月10日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役及び監査役、並 びにSMCの代表取締役社長 9名	当社及び当社完全子会社従 業員 37名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 225,000株	普通株式 89,500株
付与日	令和元年12月27日	令和元年12月27日
権利確定条件	(注) 3	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	自 令和3年4月1日 至 令和7年3月31日	自 令和3年12月28日 至 令和6年12月27日

(注) 1. スtock・オプション数は株式数に換算して記載しております。

2. ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある
と取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過すること
となる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. ① 新株予約権者は、令和2年12月期、令和3年12月期及び令和4年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 令和2年12月期の営業利益が50百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
- (b) 令和3年12月期の営業利益が200百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
- (c) 令和4年12月期の営業利益が300百万円超過の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	当社 平成28年8月第S-1回 ストック・オプション	当社 平成28年8月第S-2回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年8月10日	平成28年8月10日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	215,000	49,100
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	49,100
未行使残	215,000	—

	当社 令和元年12月第S-4回 ストック・オプション	当社 令和元年12月第S-5回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	令和元年12月10日	令和元年12月10日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	225,000	89,500
付与	—	—
失効	—	2,100
権利確定	45,000	87,400
未確定残	180,000	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	45,000	87,400
権利行使	13,200	—
失効	—	—
未行使残	31,800	87,400

② 単価情報

	当社 平成28年8月第S-1回 ストック・オプション	当社 平成28年8月第S-2回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年8月10日	平成28年8月10日
権利行使価格 (円)	502	540
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日)	5	313

	当社 令和元年12月第S-4回 ストック・オプション	当社 令和元年12月第S-5回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	令和元年12月10日	令和元年12月10日
権利行使価格 (円)	238	281
行使時平均株価 (円)	140	—
公正な評価単価 (付与日)	6	145

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前連結会計年度末
(令和2年12月31日)

当連結会計年度末
(令和3年12月31日)

売上原価否認	10,412千円	8,561千円
投資有価証券評価損	11,651	11,651
繰越欠損金	8,532,253	7,838,671
貸倒引当金	294,903	299,760
その他	26,908	29,153
繰延税金資産小計	8,876,129	8,187,799
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 注(2)	△8,503,551	△7,819,656
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△331,811	△336,885
評価性引当額小計 注(1)	△8,835,363	△8,156,542
繰延税金資産合計	40,766	31,256

繰延税金負債

顧客関連資産	54,640	43,137
負債調整勘定	7,826	4,258
その他	—	637
繰延税金負債合計	62,467	48,034
繰延税金負債純額	21,700	16,777

(注) 1. 評価性引当額の減少は、主に繰越欠損金の減少によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和2年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	693,616	431,723	2,256,576	1,171,453	2,006,031	1,972,852	8,532,253千円
評価性引当額	△675,445	△431,723	△2,256,576	△1,164,301	△2,004,073	△1,971,431	8,503,551千円
繰延税金資産(b)	18,170	—	—	7,152	1,958	1,420	28,702千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 当該繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

当連結会計年度(令和3年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	431,723	2,256,576	1,164,301	2,002,885	306,017	1,677,167	7,838,671千円
評価性引当額	△422,532	△2,256,576	△1,164,301	△2,002,885	△298,830	△1,674,529	7,819,656千円
繰延税金資産(b)	9,190	—	—	—	7,186	2,637	19,014千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 当該繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当連結会計年度 (令和3年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0%	—
のれん償却	25.1%	—
関係会社清算による影響	△18.2%	—
住民税均等割	1.5%	—
連結子会社の適用税率差異	8.8%	—
株式報酬費用	2.7%	—
評価性引当額の増減	△75.8%	—
その他	△1.8%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△22.0%	—

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

IoT製品・サービスの開発や提供を行う「テクノロジー事業」と、データ通信やクラウドを用いたソリューションを提供する「ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

(単位：千円)

	テクノロジー事業	ソリューション事業	合計	調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
売上高					
外部顧客への売上高	699,674	2,685,038	3,384,712	—	3,384,712
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	699,674	2,685,038	3,384,712	—	3,384,712
セグメント利益	123,159	141,425	264,584	△210,303	54,280
セグメント資産	1,472,539	1,648,872	3,121,412	11,138	3,132,551
その他の項目					
減価償却費	—	41,862	41,862	—	41,862
のれんの償却額	—	60,360	60,360	—	60,360
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	—	29,045	29,045	—	29,045

(注) 1. セグメント利益の調整額△210,303千円は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額11,138千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

(単位：千円)

	テクノロジー事業	ソリューション事業	合計	調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
売上高					
外部顧客への売上高	512,577	2,992,102	3,504,680	—	3,504,680
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,100	356	4,456	△4,456	—

計	516,677	2,992,458	3,509,136	△4,456	3,504,680
セグメント利益	86,508	17,224	103,732	△205,786	△102,053
セグメント資産	1,402,602	1,390,124	2,792,727	△25,831	2,766,895
その他の項目					
減価償却費	—	46,773	46,773	—	46,773
のれんの償却額	—	60,360	60,360	—	60,360
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	16,310	16,310	—	16,310

- (注) 1. セグメント利益の調整額△205,786千円は、セグメント間取引消去△2,083千円、全社費用△203,703千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント資産の調整額△25,831千円は、債権債務消去△35,496千円、各報告セグメントに配分していない全社資産9,664千円であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スターサービス株式会社	687,544千円	ソリューション事業
ネスレ日本株式会社	526,457千円	テクノロジー事業
株式会社ネットワークコンサルティング	366,908千円	ソリューション事業

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スターサービス株式会社	1,392,331千円	ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	テクノロジー事業	ソリューション事業	計			
減損損失	—	12,729	12,729	—	—	12,729

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	テクノロジー事業	ソリューション事業	計			
前期末残高	—	528,157	528,157	—	—	528,157

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	テクノロジー事業	ソリューション事業	計			
当期末残高	—	467,796	467,796	—	—	467,796

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

ソリューション事業において令和2年9月1日を効力発生日としてアドベント株式会社におけるWiMAX及びモバイルネットワークに関する事業を吸収分割により承継いたしました。これに伴い当連結会計年度において、4,137千円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり純資産額	96円53銭	91円81銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	3円81銭	△4円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3円80銭	—

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	84,221	△106,739
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普 通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	84,221	△106,739
期中平均株式数(株)	22,120,985	22,121,414
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	23,684	—
(うち新株予約権(株))	(23,684)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>会社法に基づき発行した 新株予約権(ストックオ プション)</p> <p>平成28年8月10日 取締役会決議 264,100株</p> <p>令和元年12月10日 取締役会決議 89,500株</p>	<p>会社法に基づき発行した 新株予約権(ストックオ プション)</p> <p>平成28年8月10日 取締役会決議 215,000株</p> <p>令和元年12月10日 取締役会決議 299,200株</p>

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (令和2年12月31日)	当連結会計年度末 (令和3年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,166,237	2,053,896
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	30,916	21,919

(うち新株予約権 (千円))	(24,394)	(15,660)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,135,320	2,031,976
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	22,120,581	22,133,405

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	1.475	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	200,000	200,000	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	958,162	1,809,570	2,644,700	3,504,680
税金等調整前四半期 (当期)純損失(千円) (△)	△48,323	△108,862	△91,323	△101,565
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純(千円) 損失(△)	△42,822	△103,200	△83,366	△106,739
1株当たり四半期 (当期)純損失(円) (△)	△1.94	△4.67	△3.77	△4.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益又は1株当たり 四半期純損失(△)	△1.94	△2.73	0.90	△1.06

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

特記事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当事業年度 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,085,060	※2 1,219,199
売掛金	※1 354,041	※1 109,308
商品及び製品	11,190	18,549
仕掛品	12,753	5,762
原材料	195	405
その他	※1 39,278	※1 50,388
流動資産合計	1,502,520	1,403,613
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	810,751	810,751
破産更生債権等	802,151	801,791
繰延税金資産	29,761	18,205
その他	11,227	9,714
貸倒引当金	△802,151	△801,791
投資その他の資産合計	851,740	838,671
固定資産合計	851,740	838,671
資産合計	2,354,261	2,242,284

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当事業年度 (令和3年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,039	10,848
短期借入金	※2 200,000	※2 200,000
未払金	※1 10,206	※1 12,298
未払法人税等	13,915	15,340
賞与引当金	7,369	7,661
株主優待引当金	8,635	—
その他	49,713	28,973
流動負債合計	310,879	275,121
負債合計	310,879	275,121
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,443,403	2,445,139
資本剰余金		
資本準備金	1,384,036	1,385,773
資本剰余金合計	1,384,036	1,385,773
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,782,199	△1,853,078
利益剰余金合計	△1,782,199	△1,853,078
自己株式	△26,254	△26,331
株主資本合計	2,018,987	1,951,503
新株予約権	24,394	15,660
純資産合計	2,043,381	1,967,163
負債純資産合計	2,354,261	2,242,284

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
売上高	784,864	612,013
売上原価	555,782	441,440
売上総利益	229,081	170,572
販売費及び一般管理費	※1, ※2 291,248	※1, ※2 274,465
営業損失(△)	△62,166	△103,892
営業外収益		
受取利息	※1 323	※1 1,022
為替差益	—	5,663
貸倒引当金戻入額	—	360
その他	7	96
営業外収益合計	331	7,143
営業外費用		
支払利息	751	2,982
株式交付費	825	—
リース解約損	—	664
為替差損	3,136	—
売上債権譲渡損	393	484
その他	4	21
営業外費用合計	5,112	4,152
経常損失(△)	△66,946	△100,901
特別利益		
新株予約権戻入益	—	15,368
特別利益合計	—	15,368
特別損失		
関係会社清算損	5,462	—
特別損失合計	5,462	—
税引前当期純損失(△)	△72,408	△85,533
法人税、住民税及び事業税	950	△26,209
法人税等調整額	△29,761	11,555
法人税等合計	△28,811	△14,653
当期純損失(△)	△43,597	△70,879

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)		当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1. 売上原価					
(1) 材料費		9,763	1.8	22,875	5.0
(2) 労務費		218,925	40.0	226,265	50.4
(3) 経費	※1	319,109	58.2	200,215	44.6
当期総製造費用		547,798	100.0	449,356	100.0
仕掛品及び半製品 期首たな卸高		672		12,753	
合計		548,471		462,110	
仕掛品及び半製品 期末たな卸高		12,753		5,762	
当期製品製造原価		535,718		456,348	
製品期首たな卸高		31,249		6,450	
合計		566,967		462,798	
他勘定振替高	※2	6,061		7,826	
製品期末たな卸高		6,450		13,733	
製品売上原価		554,455		441,238	
商品売上原価		1,326		202	
当期売上原価		555,782		441,440	

原価計算の方法

総合原価計算及び個別原価計算を採用しております。

※1. 経費の主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
外注加工費	265,039千円	152,352千円

※2. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
販売費及び一般管理費	6,061	7,826
計	6,061	7,826

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,443,403	1,384,036	1,384,036	△1,738,601	△1,738,601
当期変動額					
新株の発行					
当期純損失（△）				△43,597	△43,597
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計				△43,597	△43,597
当期末残高	2,443,403	1,384,036	1,384,036	△1,782,199	△1,782,199

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,094	2,062,744	19,136	2,081,880
当期変動額				
新株の発行				
当期純損失（△）		△43,597		△43,597
自己株式の取得	△159	△159		△159
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）			5,258	5,258
当期変動額合計	△159	△43,756	5,258	△38,498
当期末残高	△26,254	2,018,987	24,394	2,043,381

当事業年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,443,403	1,384,036	1,384,036	△1,782,199	△1,782,199
当期変動額					
新株の発行	1,736	1,736	1,736		
当期純損失（△）				△70,879	△70,879
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,736	1,736	1,736	△70,879	△70,879
当期末残高	2,445,139	1,385,773	1,385,773	△1,853,078	△1,853,078

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,254	2,018,987	24,394	2,043,381
当期変動額				
新株の発行		3,472		3,472
当期純損失（△）		△70,879		△70,879
自己株式の取得	△77	△77		△77
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）			△8,733	△8,733
当期変動額合計	△77	△67,484	△8,733	△76,217
当期末残高	△26,331	1,951,503	15,660	1,967,163

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当事業年度においては、主要ビジネスである受託開発案件について、顧客の予算削減に伴い当初見込んでいた案件のうちの数件が顧客の事情により中止・延期となったこと、また、新たに当期より注力を開始したクラウド開発やIoTシステム開発等の事業が当初の見込み計画より進捗が鈍化したこと等を主な理由として、売上高は612,013千円と前事業年度の売上高784,864千円と比較して22.0%減少しました。各利益についても営業損失は103,892千円(前事業年度の営業損失62,166千円)、経常損失は100,901千円(前事業年度の経常損失66,946千円)及び当期純損失は70,879千円(前事業年度の当期純損失43,597千円)といずれも前事業年度より減益となり、また当事業年度まで10期連続となる営業損失の計上が継続する結果となりました。以上のことから、当社は、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、こうした状況を解消するため、以下の施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

当社では、当該状況を解消及び改善するために、当社の強みである組込み&エッジからクラウドまでワンストップで開発できる開発力及び技術力と、MVNO事業者として保有するモバイルデータ通信技術を効果的に組み合わせることで事業展開をより強力かつ効率的に推進することを目的として、令和4年12月期第1四半期よりセグメント事業を従来のテクノロジー事業及びソリューション事業から変更し事業構造の見直しを図ることを決定しました。新たな事業セグメントは、IoT化等のニーズを持つ個別の顧客に対して当社の開発力及び技術力を提供する「エンジニアリングサービス事業」、主に子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社(以下「SMC」)がMVNO事業者として提供する携帯電話やSIMカードの販売を中心とする「MVNO事業」、そしてこれら2事業の要素を組み合わせ、IoT化に必要となる組込み&エッジ、IoTクラウドプラットフォーム、モバイルデータ通信の各領域における製品やサービス、技術等の強化、拡充を通じてIoTのライフサイクル(計測→収集→蓄積→分析→活用→制御)を総合的に提供する「Aplix IoTプラットフォーム事業」、以上3つの事業となり、今後はこれら3事業における以下の取り組みを通じて収益性の改善に努めてまいります。

エンジニアリングサービス事業においては、すでに現状において実績を積み上げている受託開発のほか、当社が保有する組込み・エッジ技術、クラウドプラットフォームやモバイルデータ通信等のサービス・技術に加えて、顧客が求めるシステムを実現するために必要な技術を個々に提供し、顧客が実現したいサービスや仕組みの開発・運営管理等を行うシステムエンジニアリングサービスを提供してまいります。

MVNO事業においては、MVNO事業であるSMCにおいて携帯電話端末やSIMカードの販売を行うとともに、回線・端末・コンテンツ等の仕入から、販売代理店等の活用、様々な通信プラン設計、他社ブランド向けの通信サービス提供、契約管理から収納管理までの一連のバックオフィス業務を行うことができる仕組みを構築しているという強みを活かすべく、直販や代理店販路だけではなくOEM販路についても今後さらに強化してまいります。これらの施策を実行することで、安定的に収益獲得が可能な月額利用料金等のストック収益の増大を目指してまいります。

Aplix IoTプラットフォーム事業においては、当社の主要製品であるロケーションビーコン「Mybeaconシリーズ」やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供を進めていくとともに、当社がこれまで培ってきたIoT開発技術とMVNO事業者として保有するデータ通信技術を組み合わせ、個別の顧客に対して製品企画・設計・製造・販売、またシステム開発・運営管理等を総合的に提供してまいります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があり、この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸

表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては計上しておりません。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の契約

工事完成基準

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の処理方法

税抜方式

(3) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第

44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社の収益等に与える影響は限定的であると判断しており、これにもとづき会計上の見積り等を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況次第では、会計上の見積り等に重要な影響を及ぼす可能性があり、この場合、当事業年度以降の当社の業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当事業年度 (令和3年12月31日)
短期金銭債権	26,890千円	34,435千円
短期金銭債務	—	1,060千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当事業年度 (令和3年12月31日)
現金及び預金	200,000千円	200,000千円
計	200,000千円	200,000千円

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当事業年度 (令和3年12月31日)
短期借入金	200,000千円	200,000千円
計	200,000千円	200,000千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
営業取引による取引高		
仕入高等 (収入分)	31,487千円	32,763千円
仕入高等 (支出分)	151	3,056
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	292	1,003

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度15%、当事業年度18%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85%、当事業年度82%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
役員報酬	60,314千円	57,164千円
給与手当	49,363	58,300
株主優待引当金繰入額	8,635	—
賞与引当金繰入額	6,162	7,481
業務委託費	13,048	7,449
支払報酬	38,244	35,825

(有価証券関係)

子会社株式 (当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式810,751千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式810,751千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度末 (令和2年12月31日)	当事業年度末 (令和3年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
売上原価否認	10,412千円	8,561千円
投資有価証券評価損	9,922	9,922
貸倒引当金	245,618	245,508
繰越欠損金	8,423,775	7,730,159
その他	24,994	20,804
繰延税金資産小計	8,714,724	8,014,956
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△8,405,604	△7,720,968
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△279,358	△275,782
評価性引当額小計	△8,684,963	△7,996,750
繰延税金資産の純額	29,761	18,205

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】
【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	802,151	801,791	802,151	801,791
賞与引当金	7,369	7,661	7,369	7,661
株主優待引当金	8,635	—	8,635	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年12月31日の翌日から3か月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱い場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。(電子公告掲載ホームページアドレス https://www.aplix.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。
2. 当社は、平成23年12月20日を効力発生日とする株式会社ジー・モードとの株式交換に伴い、株券電子化制度実施施行時に同社が開設した特別口座に係る地位を承継していることから、旧株式会社ジー・モード株主のための特別口座管理機関は引き続き三井住友信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)であります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）令和3年3月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年3月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第37期第1四半期）（自 令和3年1月1日 至 令和3年3月31日）令和3年5月14日関東財務局長に提出

（第37期第2四半期）（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日）令和3年8月13日関東財務局長に提出

（第37期第3四半期）（自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日）令和3年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和3年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

令和4年2月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年3月31日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 阿部海輔

指定社員 業務執行社員 公認会計士 高橋克幸

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の令和3年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、令和元年12月期まで8期連続となる営業損失の計上が継続していたものの、前連結会計年度である令和2年12月期において営業損益を始めとして各損益すべてにおいて黒字化を達成している。しかしながら、当連結会計年度においては、102,053千円の営業損失、104,204千円の経常損失、106,739千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれん及び顧客関連資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和3年12月31日現在、連結貸借対照表上、のれん及び顧客関連資産（以下「のれん等」という。）を合計592,470千円計上している。当該資産は令和元年12月期に子会社化したスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社の買収に伴い発生したものである。</p> <p>会社は、のれん等を評価するにあたり、のれん等の減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定する。</p> <p>将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された事業計画を基礎とし、それ以降の期間については将来の不確実性を考慮して見積られる。将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定は、経営環境や事業戦略を考慮した、将来の売上高及び営業利益等である。</p> <p>上記の重要な仮定は、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれん等の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画と実績を比較した。 将来キャッシュ・フローの見積りに関する将来の売上高及び営業利益率等の重要な仮定について、経営者に質問するとともに、その合理性を検討した。その際、経営者が直近の実績及び経営環境等を考慮しているかどうかを検討した。 将来の不確実性を考慮した将来キャッシュ・フローの見積りに関して、経営者による将来の不確実性の評価を検討した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アプリックスの令和3年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アプリックスが令和3年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することに

ある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年3月31日

株式会社アプリックス
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指定社員 公認会計士 阿部海輔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋克幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックスの令和3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において103,892千円の営業損失、100,901千円の経常損失、70,879千円の当期純損失を計上している。また、当事業年度まで10期連続となる営業損失の計上が継続している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、令和3年12月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式としてスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社の株式を810,751千円計上している。 会社は、上記の関係会社株式の減損処理を検討するにあたり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行い、減損の要否を判断している。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、将来の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断している。 連結貸借対照表に計上されているスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社に係るのれん及び顧客関連資産と同様に、関係会社株式の減損判断に利用する将来の事業計画の重要な仮定は、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価において、主に、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれん及び顧客関連資産の評価」に記載の監査上の対応を実施した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。